

全日本私立幼稚園連合会会員園および
全日本私立幼稚園PTA連合会会員の皆様へ

2025年度

全日本私立幼稚園連合会・全日本私立幼稚園PTA連合会の

JK保険のご案内

施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、労働災害総合保険（法定外補償保険・使用者賠償責任保険）、PTA賠償責任保険、
サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）、学校契約団体傷害保険特約付帯傷害保険、
交通乗用具搭乗中の傷害危険担保特約付帯傷害保険、総合生活保険（傷害補償）、PTA団体傷害保険特約（B）付帯傷害保険

ご加入対象は、全日本私立幼稚園連合会の会員園ならびに全日本私立幼稚園PTA連合会の会員となります。

〈ご注意〉金融機関の窓口で10万円以上の現金を振り込む場合は、本人確認（法人の場合は、登記簿謄本等）が必要になりますのでご注意ください。

**2020年4月改正私立学校法施行に対応！「役員賠償責任保険」を新設いたしました。
詳細は別冊パンフレットをご確認ください。**



【ご加入内容をご確認ください。】

ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一、誤りがありましたら、担当代理店までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容等の主な改定点はP34のとおりとなります。

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

目 次

1. JK保険の内容

(1) 園が加入する保険	
・ 加入園賠償責任保険 ……………	2
(万一手相手方への賠償が発生した際の補償)	
・ 園児団体傷害保険 ……………	6
(在籍園児のケガの補償)	
・ 体験入園園児傷害保険 ……………	8
(体験入園園児のケガの補償)	
・ スクールバス傷害保険 ……………	10
(スクールバス通園児のケガの補償)	
・ 労災上乗せ保険 ……………	12
(労災事故が発生した場合の補償)	
・ 使用者賠償責任保険 ……………	14
(使用者の損害賠償リスクを補償)	
・ 教職員傷害保険 ……………	16
(教職員のための就業中の補償)	
(2) 教職員が加入する保険	
・ 24時間・教職員傷害保険 ……………	18
(日常生活での事故も補償)	
(3) 園児の保護者が加入する保険	
・ PTA総合保険 ……………	20
(PTA行事に参加中に起きた事故のための補償)	
(4) サービスのご案内 ……………	23
(5) 保険金をお支払いできない主な場合 ……………	24

2. 事務手続

(1) ご加入方法 ……………	28
(2) 事故発生時のお手続き ……………	29

3. 事故が起きた場合の連絡先

東京海上日動火災保険（株）損害サービス課・サービスセンター ……………	30
-------------------------------------	----

4. その他資料

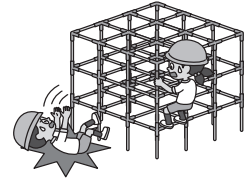
(1) サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）用語の定義 ……………	32
(2) サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）商品改定のご案内 ……………	34
(3) 総合生活保険 商品改定のご案内 ……………	34
(4) 事故報告書 ……………	35
(5) 園児数増減報告書 ……………	36
(6) 日本スポーツ振興センターの給付概要と加入園賠償責任保険との関係 ……………	37
(7) ご注意……………	38
(8) 個人情報の取扱いに関するご案内 ……………	40

加入園賠償責任保険

(基本補償：施設賠償責任保険（人格権侵害担保特約付帯）＋生産物賠償責任保険、(全私幼連) 賠償責任保険特約、追加被保険者特約等付帯／オプション：サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）)
園経営のベースとなる保険。数多くの園が加入しています。

こんな
場合に…

- ・保育中に、園児が振りまわしたおもちゃが他の園児にぶつかり、ケガをしてしまった…
- ・提供した給食で食中毒が発生し、園児が入院することに…



(1) 基本補償

01 ご加入対象者と被保険者

この保険の加入対象者は全日本私立幼稚園連合会に加盟する会員園に限ります。また、この保険の被保険者（この保険の補償を受けることができる方）は、この保険にご加入の会員園（記名被保険者）のほか、その業務に従事中の園長個人、理事長個人、理事個人、設置者個人、教諭個人に加え、園の使用人、保育士、栄養士、看護師または准看護師等の資格取得を目的とし、記名被保険者のもとで実習を行う実習生（大学、短期大学、専門学校または高等学校専攻科に在籍する者に限りません。）となります。

小規模保育事業者・企業主導型保育事業者の加入について

全日本私立幼稚園連合会会員園が開設する(*1) **小規模保育事業・企業主導型保育事業**(*2)について、会員園が加入園賠償責任保険にご加入の場合に限り(*3)、下記の**専用保険料区分（「小規模・企業主導型区分」保険料）**(*4)にて、加入園賠償責任保険の補償の対象に加えることが可能となります。

- *1：開設主体は、「個人立」「法人立」を問いません。
- *2：小規模保育事業者は「A型」「B型」「C型」の種類は問いません。
- *3：**会員園での加入園賠償責任保険加入を必須とします（当該事業のみの引受は行いません）。**
- *4：小規模保育事業・企業主導型保育事業として独立して全私幼連の会員となっている場合は、「幼稚園・認定こども園区分」の保険料が適用されます。

02 契約コース・保険料（年間）

契約コース			Z型	U型	D型
支払 限度 額	生産物賠償責任*1	対人	1名5億円、1事故10億円	1名2億円、1事故8億円	1名1億円、1事故4億円
	施設賠償責任	対人	1名5億円、1事故10億円	1名2億円、1事故8億円	1名1億円、1事故4億円
		対物	1事故1,000万円	1事故1,000万円	1事故1,000万円
		人格権侵害補償	1名50万円、1事故1,000万円 保険期間中1,000万円	1名50万円、1事故1,000万円 保険期間中1,000万円	1名50万円、1事故1,000万円 保険期間中1,000万円
免責金額（1事故につき）			0円	0円	2,000円 ※生産物賠償責任の対人事故、施設賠償責任の対人事故および対物事故のそれぞれについて適用されます。

園児1名あたりの保険料	幼稚園・認定こども園区分		小規模・企業 主導型区分	幼稚園・認定こども園区分		小規模・企業 主導型区分	幼稚園・認定こども園区分		小規模・企業 主導型区分
	3歳以上園児	3歳未満園児		3歳以上園児	3歳未満園児		3歳以上園児	3歳未満園児	
	310円	380円		190円	270円		150円	230円	

+ オプション サイバーリスク保険 (情報漏えい限定補償プラン) (詳細はP4~5をご確認ください。)	保険料	園児数200名まで………20,000円 (200名超は………100円/園児1人追加)
	損害賠償責任に関する補償	支払限度額 500万円 (1請求・保険期間中) (免責金額 0円)
	サイバーセキュリティ 事故対応費用に関する補償	支払限度額 50万円 (1事故・保険期間中) (免責金額 0円)

*1 生産物賠償（食中毒等）の場合、保険期間中の支払限度額が1事故支払限度額と同額で設定されます。

計算例

幼稚園に加え、企業主導型保育事業も開設している幼稚園がU型に加入する場合

- ①幼稚園に3歳以上園児300名、3歳未満園児10名おり、企業主導型保育事業で30名の園児がいる場合
 $(190円 \times 300名) + (270円 \times 10名) + (450円 \times 30名) = 57,000円 + 2,700円 + 13,500円 = 73,200円$
- ②サイバーリスク保険のオプションに加入する場合
サイバーリスク保険 3歳以上園児300名 3歳未満園児10名 企業主導型保育園児30名 合計園児数340名
 $20,000円 + (340名 - 200名) \times 100円 = 34,000円$
- ③合計保険料
 $① + ② = 107,200円$

園児数の算出方法

2024年1月～2024年12月の1年間の毎月1日時点における平均在籍園児数（一時預かりを含む）で算出してください（小数点以下は四捨五入）。

- **「3歳以上園児」**とは、上記期間における3歳児学級・4歳児学級・5歳児学級の園児です。
- **「3歳未満園児」**とは、上記以外の在籍園児となります。

新設園や、上記期間に「3歳未満園児」の実績がない場合には、申し込み時点の在籍園児数としてください。
 平均在籍園児数は、毎月1日時点における在籍人数（一時預かりを含む）の平均数（小数点第一位を四捨五入）としてください。（新設園の場合は、加入申込み時点の在籍園児数でお申込みください。）保険期間の途中で園児数が増加した場合でも追加保険料のお振込みは不要となります。（園児が減少した場合の保険料返戻も行いませんのでご了承ください。）
 なお、ご申告いただいた平均在籍園児数が、実際より不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。同じ園で契約コースの混在はできません。

03 お支払いの対象となる場合

〈生産物賠償責任保険〉

記名被保険者が提供した飲食物や業務の結果に起因して、保険期間中に日本国内において他人の身体に障害を与えた場合に被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

■主な事例

- ・園で提供した給食が原因で食中毒が発生し、園児が入院することになってしまった。
- ・園行事で提供したカレーに異物が混入しており、園児や保護者が口の中をケガしてしまった。



〈施設賠償責任保険〉

- ①加入依頼書記載の記名被保険者が所有、使用または管理する施設の欠陥に起因して、保険期間中に日本国内において他人の身体に障害を与えた場合または財物を損壊した場合に被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

■主な事例

- ・園児が園庭で遊んでいる間、遊具の管理不備により園児がケガをしてしまった。
- ・保育室の扉の不具合で、園児が指を挟んでケガをしてしまった。
- ・園舎の廊下が滑りやすくなっていて、園児がすべって転んでケガをしてしまった。

- ②記名被保険者にかかる幼稚園等業務の遂行に起因して、保険期間中に日本国内において他人の身体に障害を与えた場合または財物を損壊した場合に被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

■主な事例

- ・教職員の過失により、園児がケガをしてしまった。
- ・給食を運んでいた教職員が熱湯をこぼしてしまい、園児がヤケドをしてしまった。
- ・火災時の誘導ミスにより、保育室にいた園児が死傷してしまった。

〈人格権侵害補償〉

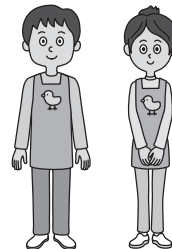
施設の所有・使用・管理または業務の遂行に伴う不当な身体の拘束または口頭・文書・図面等による表示（以下「不当行為」といいます。）によって、他人の自由、名誉またはプライバシーを侵害したことについて、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、その不当行為が保険期間中に日本国内において行われた場合に限りです。

〈被保険者間交差責任担保〉

被保険者間（教諭と職員、教諭同士など）を「他人」とみなし、被保険者間の賠償責任を補償します。

■主な事例

- ・幼稚園の使用人である用務員が園庭を清掃中に、他の教諭の自家用車を誤って傷つけてしまった。



04 他の保険契約等がある場合

この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下「他の保険契約等」といいます）がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

05 日本スポーツ振興センター（旧日本体育・学校健康センター）災害共済給付契約との関係

日本スポーツ振興センター災害共済給付契約への加入の有無により、この保険で支払う損害賠償金額が異なる場合があります。（P37参照）

06 お支払いする保険金の種類・お支払方法

※オプションのサイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）については、P4～5をご参照ください。

被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。

- ①被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金
※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。
- ②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用
- ③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用
- ④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用
- ⑤引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

保険金のお支払方法

- ・上記①の損害賠償金については、その額から免責金額（自己負担額）を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
- ・上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

〔2〕【オプション】サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）

（サイバーリスク特別約款（賠償責任担保条項）＋情報漏えいリスク限定担保特約条項、サイバーリスク特別約款（サイバーセキュリティ事故対応費用担保条項）＋情報漏えいリスク限定担保特約条項）

- ・このパンフレットで使用するこの保険の用語の定義については、P32～34をご参照ください。

01 ご加入対象

本補償は加入園賠償責任保険のオプションとなるため、加入園賠償責任保険の基本補償にご加入いただいている園のみご加入いただけます。

02 被保険者

- ・記名被保険者（サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）にご加入の園）
- ・記名被保険者（サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）にご加入の園）の役員または使用人（ただし、記名被保険者の業務に関する場合に限りです。）

03 この保険の特色

情報の漏えいまたはそのおそれに起因して、被保険者が児童や第三者に対して法律上の賠償責任を負うことによって被る損害や、サイバー攻撃の発見時等に要する各種対応費用を負担することによって生じた損害を補償します。

04 保険金をお支払いする場合・お支払いの対象となる損害

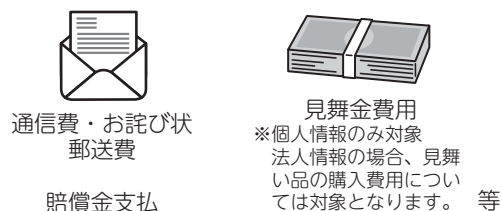
1. 損害賠償責任に関する補償

情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

発生事例



補償内容



- 保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限りです。
 - 日本国外で発生した情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。
 - 被保険者が負担する次の損害に対して保険金をお支払いします。
- ① 法律上の損害賠償金
法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金
※損害賠償の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
 - ② 争訟費用
損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談等も含みます。）
 - ③ 協力費用
引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用
- ①②③のそれぞれについて、合計額に対して保険金をお支払いします。ただし、①についてはご加入時に設定した支払限度額（1請求・保険期間中ごとの設定）が限度となります。また、①②③を合算して、ご加入時に設定した支払限度額（保険期間中）が限度となります。

2.サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償

(1) 訴訟対応費用

この保険契約において保険金支払の対象となる事由に起因して提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用（その費用の額および使途が社会通念上、妥当であるものに限りです。）を負担することによって生じた損害を補償します。

- お支払いの対象となる費用の詳細につきましては、P32～34をご参照ください。
- 保険金をお支払いするのは、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に限りです。
- 損害額に縮小支払割合を乗じた金額を下表「各費用固有の支払限度額」欄記載の金額を限度に保険金としてお支払いします。

(2) サイバーセキュリティ事故対応費用（訴訟対応費用以外）

事故対応期間内に生じた下表記載の費用（その費用の額および使途が社会通念上、妥当であるものに限りです。）を被保険者が負担したことによって生じた損害を補償します。

保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故を保険期間中に発見した場合に限りです。

<セキュリティ事故とは>次のものをいいます。ただし、イのサイバー攻撃のおそれは、下表に記載の①サイバー攻撃対応費用についてのみ含まれるものとします。

ア. 情報の漏えいまたはそのおそれ

イ. 記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃のうち、アを引き起こすおそれのあるもの
<風評被害事故とは>セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿・書込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをいいます。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。

- お支払いの対象となる費用の詳細につきましては、P32～34をご参照ください。
- 各費用について、損害額に縮小支払割合を乗じた金額を下表「各費用固有の支払限度額」欄記載の金額を限度に保険金としてお支払いします。

※すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、下表の「費用全体の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。

※この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、損害賠償責任に関する補償の「支払限度額（保険期間中）」が限度となります。

05 支払限度額・縮小支払割合

1.損害賠償責任に関する補償

支払限度額：1請求・保険期間中 500万円

2.サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償

	縮小支払割合	各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
(1) 訴訟対応費用	100%	1請求・保険期間中 50万円	
(2) 訴訟対応費用以外の費用			
①サイバー攻撃対応費用	100%	1事故・保険期間中 50万円*1	1事故*2・保険期間中 50万円
②原因・被害範囲調査費用			
③相談費用			
④コンピュータシステム復旧費用	100%	1事故・保険期間中 50万円	
⑤その他事故対応費用	100%	<個人情報漏えい見舞費用> 被害者1名につき1,000円 <法人見舞費用> 被害法人1法人につき5万円	
⑥再発防止費用	90%	1事故・保険期間中 50万円	

*1 ①サイバー攻撃対応費用、②原因・被害範囲調査費用、③相談費用で共有します。

*2 訴訟対応費用については1請求となります。

3.損害賠償責任に関する補償・サイバー事故対応費用に関する補償合算

支払限度額：保険期間中 500万円

お支払いの対象とならない主な場合につきましてはP25をご覧ください。

園児団体傷害保険

(学校契約団体傷害保険特約付帯傷害保険)

園児が園の管理下でケガをした場合、園側の賠償責任の有無にかかわらず補償します。(教職員も含めることができます。)

こんな
場合に…

- ・園内、園外問わず保育中に園児同士がぶつかってケガをしてしまった…
- ・通園の往復中にケガをしてしまった…
- ・園児がO-157感染症を発症した



01 ご加入対象と被保険者

ご加入対象は、全日本私立幼稚園連合会の会員園および、会員園が開設する小規模保育事業・企業主導型保育事業に限ります。保険の対象となる方（被保険者）は、ご加入園に在籍する園児全員（教職員を含めることもできます。ただし、住居と職場を同じくする教職員については、被保険者に含めることはできません。）となります。

02 この保険の特色

園の管理下（園と自宅の往復も含む）において園児が急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に保険金をお支払いいたします。（詳細はP7「[05] 支払われる保険金」をご参照ください）

O-157等の特定感染症（[03] 参照）による後遺障害、入院・通院保険金もお支払いします。（園の管理下で発病したか否かを問いません。）

熱中症（急激かつ外来の日射または熱射による身体の障害）による園児の死亡・後遺障害、入院・手術、通院を補償します。加入に際し、園児個々のリストは不要です。（一括加入方式）

※但し、常時名簿を備え付け、保険会社が求めた際には、ご提出いただくことになります。

※園の管理下とは、次にある間をいいます。

- ・園の授業中（保育等を含みます。また、正規の教育活動の他、特別教育活動を含みます。）
- ・在園中（ただし、園施設内（園児等が居住している寄宿舎、合宿所等を除きます。）に在ることについて、園長が一般的に承認している場合に限ります。）
- ・教育委員会その他の機関または団体が行う教育活動行事（園の教職員が引率するものに限ります。）への参加中
- ・通園中（住居と園施設との間を合理的な経路・方法により往復している間をいいます。）

03 特定感染症とは

特定感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2024年4月1日現在、以下が対象とされています。

ペスト、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、痘そう、南米出血熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、結核、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型が新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異するおそれが高いものの血清亜型として政令で定めるもの*1であるものに限る。）、腸チフス、パラチフス、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）

初年度契約の場合、保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症は、保険金をお支払いする対象とはなりません。また、天災危険補償を付帯しているプランにご加入の場合でも、地震等を原因とした特定感染症は補償されません。

*1 2024年4月1日時点の政令では、「H7N9」「H5N1」の鳥インフルエンザが指定されています。実際に保険金をお支払いする対象となる特定感染症は、発病日時点で「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定されている一類感染症、二類感染症または三類感染症となります。「H7N9」「H5N1」以外の「鳥インフルエンザ」は四類感染症となり、保険金をお支払いする対象とはなりません。

04 契約コース・保険金額および保険料（年間）

契約コース*1	U型	天災危険補償付U型	D型	天災危険補償付D型	S型	天災危険補償付S型
死亡・後遺障害保険金額	181万円	157万円	155万円	156万円	112万円	113万円
入院保険金日額*2	2,000円	2,000円	750円	750円	550円	550円
通院保険金日額	1,340円	1,310円	550円	520円	350円	350円
(園児および職員1人あたり) 保険料	2,000円	2,500円	1,000円	1,400円	700円	1,000円

*1 すべての被保険者（園児・職員等）について同一のコースでのご加入となります。

*2 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

(注) 2024年1月～2024年12月の1年間の平均在籍園児数でのご加入ください。平均人数は、毎月1日時点における在籍人数（一時預かりを含む）の平均数（小数点第一位を四捨五入）としてください。（職員も含めてご加入の場合には、2024年1月～2024年12月の1年間の在籍園児および職員数の平均人数でのご加入ください。）新設園の場合は、加入時点の実人数でお申込みください。なお、ご加入園の故意または重大な過失によって最終通知被保険者数が実在籍人数より不足していた場合には、その不足する割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。

保険期間の途中で園児数（および職員数）に増減があった場合には、P36のフォームを使用し、増減人数を担当代理店を通し海上商事株式会社（制度取扱幹事代理店）までご連絡ください。増減は保険料算出根拠となる人数との比較です。園児数および職員数が増加した場合でも追加保険料のお振込みは不要となります。また保険期間終了後も毎月の平均人数による保険料と、ご加入時にすでに払い込まれた保険料との差額を精算していただく必要はありません。（園児および職員が減少した場合の保険料の返戻は行いませんのでご了承ください。）ただし、保険期間の途中で解約された場合や更新をされない場合等は、毎月の平均人数による保険料と、ご加入時にすでに払い込まれた保険料との差額を精算していただくこととなります。

05 支払われる保険金

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、担当代理店までご連絡ください。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金
傷害	死亡保険金	被保険者（保険の対象となる方）が、加入依頼書記載の園の管理下にある間の急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）	死亡・後遺障害保険金額の全額を支払います。 (注)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。
	後遺障害保険金	被保険者（保険の対象となる方）が、加入依頼書記載の園の管理下にある間の急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%の範囲内で、それぞれ定められた保険金を支払います。 (注)保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	入院保険金	被保険者（保険の対象となる方）が、加入依頼書記載の園の管理下にある間の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	[入院保険金日額]×[入院日数（実日数）]をお支払いします。 ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院保険金はお支払いできません。 また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日が限度となります。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。
	通院保険金	被保険者（保険の対象となる方）が加入依頼書記載の園の管理下にある間の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合	[通院保険金日額]×[通院日数（実日数）]をお支払いします。 ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。 また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日が限度となります。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。
	手術保険金	被保険者（保険の対象となる方）が、加入依頼書記載の園の管理下にある間の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けた場合 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。	入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。 ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内の期間に受けた手術に限り、また、1事故に基づくケガについて、1回の手術に限り*3。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。
特約	特定感染症（特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」担保特約）	新規契約の保険責任開始日からその日を含めて10日を経過した後に、特定感染症*1を発病し、下記の状態になった場合 ①発病の直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ②発病の直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に入院された場合（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）の規定による就業制限を含みます。） ③発病の直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 *1 特定感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。	左記①～③に応じて、上記のうちの後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします（なお、入院・通院保険金にはお支払限度日数があります。詳細は、傷害の各保険金をご確認ください。）。
	熱中症危険（熱中症危険担保特約）	被保険者（保険の対象となる方）が加入依頼書記載の園の管理下にある間に熱中症（急激かつ外来の日射または熱射による身体の障害）になった場合、傷害における各保険金をお支払いします。	傷害と同様

※上記ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は除きます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性いずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

園の管理下のみ補償

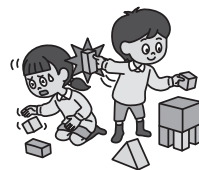
体験入園園児傷害保険

(学校契約団体傷害保険特約付帯傷害保険)

園管理下での体験入園園児のケガが対象となります

こんな
場合に…

- ・保育中に園児同士がぶつかってケガをしてしまった…
- ・通園の往復中にケガをしてしまった…
- ・体験入園園児がO-157感染症を発症した



01 ご加入対象と被保険者

この保険の加入対象は全日本私立幼稚園連合会の会員園に限ります。

保険の対象となる方（被保険者）はご加入園の体験入園園児全員となります。

(注) 体験入園園児傷害保険は、事前に定めたカリキュラムに基づいて教育を行うこと、および常時名簿を備え付け、参加人数の把握ができることが必要となります。

02 この保険の特色

園の管理下（園と自宅の往復も含む）において園児が急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に保険金をお支払いいたします。（詳細はP9「[05] 支払われる保険金」をご参照ください）

O-157等の特定感染症（[03] 参照）による後遺障害、入院・通院保険金もお支払いします。（園の管理下で発病したか否かを問いません。）

熱中症（急激かつ外来の日射または熱射による身体の障害）による園児の死亡・後遺障害、入院・手術、通院を補償します。加入に際し、園児個々のリストは不要です。（一括加入方式）

※但し、常時名簿を備え付け、保険会社が求めた際には、ご提出いただくことになります。

※園の管理下とは、次にある間をいいます。

- ・園の授業中（保育等を含みます。また、正規の教育活動の他、特別教育活動を含みます。）
- ・在園中（ただし、園施設内（園児等が居住している寄宿舎、合宿所等を除きます。）に在ることについて、園長が一般的に承認している場合に限りま。
- ・教育委員会その他の機関または団体が行う教育活動行事（園の教職員が引率するものに限りま。）への参加中
- ・通園中（住居と園施設との間を合理的な経路・方法により往復している間をいいます。）

03 特定感染症とは

特定感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2024年4月1日現在、以下が対象とされています。

ペスト、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、痘そう、南米出血熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、結核、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型が新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異するおそれが高いものの血清亜型として政令で定めるもの*1であるものに限る。）、腸チフス、パラチフス、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）

初年度契約の場合、保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症は、保険金をお支払いする対象とはなりません。また、天災危険補償を付帯しているプランにご加入の場合でも、地震等を原因とした特定感染症は補償されません。

*1 2024年4月1日時点の政令では、「H7N9」「H5N1」の鳥インフルエンザが指定されています。実際に保険金をお支払いする対象となる特定感染症は、発病日時点で「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定されている一類感染症、二類感染症または三類感染症となります。「H7N9」「H5N1」以外の「鳥インフルエンザ」は四類感染症となり、保険金をお支払いする対象とはなりません。

04 契約コース・保険金額および保険料（年間）

契約コース*1	U型	天災危険補償付U型	D型	天災危険補償付D型	S型	天災危険補償付S型
死亡・後遺障害保険金額	181万円	157万円	155万円	156万円	112万円	113万円
入院保険金日額*2	2,000円	2,000円	750円	750円	550円	550円
通院保険金日額	1,340円	1,310円	550円	520円	350円	350円
（園児1人あたり） 保険料	2,000円	2,500円	1,000円	1,400円	700円	1,000円

*1 すべての被保険者（園児）について同一のコースでのご加入となります。

*2 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

(注) 2024年1月～2024年12月の1年間の体験入園実施日1日あたりの登録園児の平均数（延べ園児数÷実施日数）でのご加入ください。（小数点第一位を四捨五入）新設園、新規実施の場合は、加入時点の登録園児数でお申込みください。なお、ご加入園の故意または重大な過失によって最終通知被保険者数が実際に籍人数より不足していた場合は、その不足する割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。保険期間の途中で体験入園園児数に増減があった場合には、P36のフォームを使用し、増減人

数を担当代理店を通し海上商事株式会社（制度取扱幹事代理店）までご連絡ください。増減は保険料算出根拠となる人数との比較です。園児数が増加した場合でも追加保険料のお振込みは不要となります。また保険期間終了後も保険期間中の体験入園実施日1日あたりの登録園児の平均数による保険料と、ご加入時にすでに払い込まれた保険料との差額を精算していただく必要はありません。（園児が減少した場合の保険料の返戻は行いませんのでご了承ください。）ただし、保険期間の途中で解約された場合や更新をされない場合等は、保険期間中の体験入園実施日1日あたりの登録園児の平均数による保険料と、ご加入時にすでに払い込まれた保険料との差額を精算していただくこととなります。

05 支払われる保険金

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、担当代理店までご連絡ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金
傷害	死亡保険金 被保険者（保険の対象となる方）が、加入依頼書記載の園の管理下にある間の急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）	死亡・後遺障害保険金額の全額を支払います。 (注)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。
	後遺障害保険金 被保険者（保険の対象となる方）が、加入依頼書記載の園の管理下にある間の急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%の範囲内で、それぞれ定められた保険金を支払います。 (注) 保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	入院保険金 被保険者（保険の対象となる方）が、加入依頼書記載の園の管理下にある間の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	[入院保険金日額] × [入院日数（実日数）]をお支払いします。 ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院保険金はお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日が限度となります。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。
	通院保険金 被保険者（保険の対象となる方）が加入依頼書記載の園の管理下にある間の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合	[通院保険金日額] × [通院日数（実日数）]をお支払いします。 ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日が限度となります。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。
	手術保険金 被保険者（保険の対象となる方）が、加入依頼書記載の園の管理下にある間の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。	入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。 ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内の期間に受けた手術に限りします。また、1事故に基づくケガについて、1回の手術に限りします*3。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。
特約	特定感染症（特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」担保特約） 新規契約の保険責任開始日からその日を含めて10日が経過した後に、特定感染症*1を発病し、下記の状態になった場合 ①発病の直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ②発病の直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に入院された場合（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）の規定による就業制限を含みます。） ③発病の直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 *1 特定感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。	左記①～③に応じて、上記のうちの後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします（なお、入院・通院保険金にはお支払限度日数があります。詳細は、傷害の各保険金をご確認ください。）。
	熱中症危険（熱中症危険担保特約） 被保険者（保険の対象となる方）が加入依頼書記載の園の管理下にある間に熱中症（急激かつ外来の日射または熱射による身体の障害）になった場合、傷害における各保険金をお支払いします。	傷害と同様

※上記ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は除きます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性いずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

スクールバス傷害保険

(交通乗用具搭乗中の傷害危険担保特約付帯傷害保険)

スクールバス通園児の乗車中のおケガに備える補償です。

こんな
場合に…

- ・スクールバスが追突され、搭乗中の園児、運転手、教諭がケガをしてしまった…
- ・スクールバスの中で園児がふざけてケガをしてしまった…



01 ご加入対象と被保険者

この保険の加入対象者は全日本私立幼稚園連合会の会員園に限りま。保険の対象となる方（被保険者）は、加入依頼書記載のスクールバスに搭乗中の者となります。

02 この保険の特色

スクールバスが事故を起こし、園児たちがケガや死亡した場合、その補償をどうするかが、大きな問題となります。

この「スクールバス傷害保険」には自動車保険（対人賠償、搭乗者傷害保険）の上乗せとして考慮した次のような特色があり、スクールバスの補償制度として充実した内容を備えています。

- ・スクールバス1台単位での加入方式です。どなたが搭乗していても補償されます。（極めて異常かつ危険な方法で搭乗している者を除く）
- ・自動車保険、自賠責保険等、他の保険の支払とは関係なく保険金が支払われます。
- ・死亡の場合は594万円が定額で支払われます（後遺障害保険金のお支払いがある場合はその分が差し引かれます。）。(詳細は下記「[03] 契約コース・保険金額および保険料（年間）」をご参照ください)
- ・通院や入院された場合は、1日目から保険金をお支払いします。（詳細は下記「[05] 支払われる保険金」をご参照ください。)

03 契約コース・保険金額および保険料（年間）

	スクールバス傷害保険
死亡・後遺障害保険金額	594万円
入院保険金日額*1	3,000円
通院保険金日額	2,000円
保険料 (スクールバス1台あたり)	3,000円×乗車定員数(注)

*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

(注) スクールバス1台あたりの乗車定員数。定員数は大人ベースで計算してください。大人2名=小人3名

04 スクールバスの車両変更手続き

ご加入の際には、スクールバスの登録番号を明記していただきますので、保険期間中に車両を変更された場合には、遅滞なく担当代理店までご連絡ください（車両の変更は定員数および交通乗用具区分が同じ場合に限りま。）。)

05 支払われる保険金

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、担当代理店までご連絡ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金
死亡保険金	日本国内において加入依頼書記載のスクールバス搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）	死亡・後遺障害保険金額の全額を支払います。 (注)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金
後遺障害保険金	日本国内において加入依頼書記載のスクールバス搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%の範囲内で、それぞれ定められた保険金を支払います。 (注) 保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
入院保険金	日本国内において加入依頼書記載のスクールバス搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	〔入院保険金日額〕×〔入院日数（実日数）〕をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院保険金はお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日が限度となります。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。
通院保険金	日本国内において加入依頼書記載のスクールバス搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合	〔通院保険金日額〕×〔通院日数（実日数）〕をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日が限度となります。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBプレース、線副子等およびハローベストをいいます。
手術保険金	日本国内において加入依頼書記載のスクールバスに搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りま）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。	入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内の期間に受けた手術に限りま。また、1事故に基づくケガについて、1回の手術に限りま*3。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。

1 事故の死亡・後遺障害補償限度額＝594万円×乗車定員（大人ベース）

※この保険の被保険者（保険の対象となる方）は、スクールバスの正規の乗車用構造装置のある場所に搭乗中の方（運転者、運転補助者を含みます。また極めて異常かつ危険な方法で搭乗している方を除きます。）です。

※同一の事故によりケガをされた被保険者の人数がスクールバスの定員を超える場合、その割合に応じてお支払いする保険金が削減されます。

※上記ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は除きます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性いずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

※P10の保険料はご加入台数が20台以上の団体割引5%を適用した保険料です。加入台数が20台を下回った場合は、補償額の引き下げをさせていただきますのであらかじめご了承ください。

労災上乗せ保険

(労働災害総合保険(法定外補償保険)(全日本私立幼稚園連合会労働災害総合保険特約等付帯))

教職員の方が業務中におケガをされた場合の補償です。

01 ご加入対象(被保険者(補償を受けることができる方))、対象となる被用者の範囲

この保険の加入対象者(被保険者)は全日本私立幼稚園連合会の会員園に限ります。対象となる被用者の範囲は、政府労災保険の給付の対象となる教職員すべてであり、アルバイト、パートタイマーなどの臨時職員を含みます。

※政府労災保険等に加入していることが、ご加入の前提となります。

- ・政府労災保険等の給付が決定された場合に保険金をお支払いします。(*1)
- ・業務災害、通勤災害、後遺障害等級、休業日数の認定は、政府労災保険等における決定に従います。

(*1) 政府労災保険の給付が決定された場合でも、この保険でお支払対象とならない場合があります。詳細はP27記載の「保険金をお支払いできない主な場合」の各項目をご覧ください。

02 この保険の特色

被保険者である会員園に勤務する教職員(被用者)が、業務上の事由または通勤途上で、保険期間中に身体の障害(ケガ、疾病、後遺障害、死亡)を被り政府労災保険の認定を受けた場合に被保険者が労災上乗せ補償を行うことにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※労災上乗せ補償は、通常、各会員園の法定外補償規定によって行なわれます。各会員園の法定外補償規定等と当保険との関係で不明な点は取扱代理店または引受保険会社まで、ご相談ください。

03 補償内容・保険料(年間)

		保険金額
死亡		1,000万円
後遺障害 等級の認定は 政府労災と 同じです。	1級	1,000万円
	2級	1,000万円
	3級	1,000万円
	4級	800万円
	5級	700万円
	6級	600万円
	7級	500万円
	8級	400万円
	9級	300万円
	10級	200万円
	11級	100万円
	12級	50万円
	13級	30万円
	14級	20万円
休業		休業し賃金を受けない日の第4日目以降1日につき2,000円(1,092日限度)
災害付帯費用 (被用者1名あたり)		香典、葬儀代などの出費に備えて 死亡…………… 40万円 後遺障害等級 1～3級…… 10万円 後遺障害等級 4～7級…… 5万円
保険料		2,230円×平均被用者数(*1)

ご加入のアドバイス

- 政府労災の対象者を明確にしてください。
特に、理事長などで、この保険の対象となっていない場合には、別途、理事長のみを「24時間・教職員傷害保険」(P18～19)にご加入していただくことでご対応ください。
- 教職員の人数については、教職員の人数にアルバイト等臨時職員の人数を加えて、年間の対象人数(平均被用者数)を算出してください。(政府労災既加入が条件)
- この保険で、園としての労働災害補償を手厚く行うことにより、教職員の確保に役立ちます。

(注) 後遺障害等級・休業日数等の認定については政府労災保険の判定に従います。

(注) 被保険者が定めている法定外補償規定による補償金額のうち、左記保険金額が支払われます。現在定めている法定外補償規定の補償金額が左記保険金額を下回る場合は、担当代理店にご相談ください。法定外補償規定を定めていない場合には、ご加入の保険金額が保険金として支払われます。

(*1) 保険契約加入時に把握可能な最近の会計年度の確定した平均被用者数に基づいて保険料を算出します。保険期間中の人数増があった場合も、追加保険料は必要ありません。(尚、人数減があった場合も保険料返還は出来ませんので、ご注意ください) なお、ご申告いただいた平均被用者数が把握可能な最近の会計年度の平均被用者数に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。

04 お支払いする保険金の種類

- (1) 死亡補償保険金：労災事故により、教職員が死亡された場合に死亡保険金額をお支払いします。
- (2) 後遺障害補償保険金：労災事故により、教職員が後遺障害(政府労災の後遺障害等級1級～14級)を被った場合に上記の後遺障害保険金額をお支払いします。
- (3) 休業補償保険金：労災事故により、教職員が身体の障害を被り休業した場合、賃金を受けない第4日目以降の期間に対

して1,092日分を限度として1日につき上記の休業保険金額をお支払いします。

※死亡補償保険金と後遺障害補償保険金とは重複してお支払いできません。いずれか高い額が限度となります。

※休業補償保険金は死亡補償保険金または後遺障害補償保険金と重複して合算して支払われます。

- (4) 災害付帯費用保険金（災害付帯費用担保特約条項（基本型））：法定外補償保険の死亡補償保険金または後遺障害補償保険金（後遺障害等級1級から7級まで）のいずれかが支払われる場合に上記災害付帯費用の保険金額を実際の費用の支出の有無にかかわらず定額によりお支払いします。

05 保険金お支払の前提

政府労災保険の給付が決定された労働災害について、被保険者が政府労災保険に上乗せして給付する災害補償金について、保険金をお支払いします。

業務災害・通勤災害の認定、後遺障害等級・休業日数の認定については、政府労災保険の判定に従います。

法定外補償保険金は、災害付帯費用保険金を除き、全額、被災教職員またはその遺族にお支払いいただきます。なお、その際、領収証（補償金受領書）をお取り付けいただくことになります。

06 他の保険契約等がある場合

この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下「他の保険契約等」といいます）がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：法定外補償金額から、既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

使用者賠償責任保険

(労働災害総合保険 (使用者賠償責任保険) (全日本私立幼稚園連合会労働災害総合保険特約等付帯))
使用者の損害賠償リスクを補償します。

01 ご加入対象、被保険者 (補償を受けることができる方)、対象となる被用者の範囲

この保険の加入対象者 (被保険者) は全日本私立幼稚園連合会の会員園で、政府労災保険に加入している園に限ります。ご加入者 (会員園) が法人の場合は、法人が行う業務に関する限りにおいて当該法人の役員も被保険者となります。対象となる被用者の範囲は、政府労災保険の給付の対象となる教職員すべてであり、アルバイト、パートタイマーなどの臨時職員を含みます。

※政府労災保険等に参加していることが、ご加入の前提となります。

- ・政府労災保険等の給付が決定された場合に保険金をお支払いします。(*1)
- ・業務災害、通勤災害、後遺障害等級、休業日数の認定は、政府労災保険等における決定に従います。

(*1) 政府労災保険の給付が決定された場合でも、この保険でお支払対象とならない場合があります。詳細はP27～28記載の「保険金をお支払いできない主な場合」の各項目をご覧ください。

02 この保険の特色

被保険者である会員園に勤務する教職員 (被用者) が、業務上の事由または通勤途上で、保険期間中に身体の障害 (ケガ、疾病、後遺障害、死亡) を被り政府労災保険の認定を受けた場合に被保険者が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害に対して保険金をお支払いします。

※使用者賠償責任保険の補償は、通常、政府労災および各会員園の法定外補償規定の額等を上回る部分に対しての補償となります。各会員園の法定外補償規定等と当保険との関係でご不明な点は取扱代理店または引受保険会社まで、ご相談ください。

03 お支払いの対象となる主な事故例

政府労災で「業務災害」「通勤災害」と認定された次のような事故が対象となります。

- ・過労が原因で職員が死亡し、遺族が勤務先に損害賠償請求した。
- ・過労が原因で脳に障害が残り生涯寝たきりになってしまった職員が勤務先に損害賠償請求した。

04 補償内容・保険料 (年間)

	支払限度額
1名あたり	1億円 (免責金額0円)
1災害あたり	
保険料	1,000円×平均被用者数 ^(注)

(注) 保険契約加入時に把握可能な最近の会計年度の確定した平均被用者数に基づいて保険料を算出します。保険期間中の人数増があった場合も、追加保険料は必要ありません。(尚、人数減があった場合も保険料返還は出来ませんので、ご注意ください)

なお、ご申告いただいた平均被用者数が把握可能な最近の会計年度の平均被用者数に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。

05 お支払いする保険金の種類

次の損害および費用に対して保険金をお支払します。

- (1) 被保険者が被災した被用者またはその遺族に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金 (賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましてはあらかじめ保険会社の同意が必要です。)
- (2) 被保険者が保険会社の同意を得て支出した訴訟、和解、調停または仲裁に要した費用 (弁護士報酬を含みます。)
- (3) 被保険者が保険会社の同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- (4) 事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全、行使手続のために保険会社の同意を得て支出した費用
- (5) 保険会社による損害賠償請求の解決に協力するために、被保険者が保険会社の求めに応じて支出した費用

06 損害賠償金お支払いの前提

政府労災保険の給付が決定された労働災害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被る場合に限り、保険金をお支払いします。

業務災害・通勤災害の認定等については、政府労災保険の判定に従います。

07 他の保険契約等がある場合

この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下「他の保険契約等」といいます）がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害の額から、既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

08 保険金のお支払方法

a. 法律上の損害賠償金「P14「[05] お支払いする保険金の種類」の（1）」については、正味損害賠償金額^(※1)をお支払いします。ただし、ご契約された支払限度額が、限度となります。

お支払いする 保険金 (賠償保険金)	=	正味損害 賠償金額
--------------------------	---	--------------

※1「正味損害賠償金額」は、損害賠償金額から次の金額の合計額を差し引いた金額をいいます。

- ①政府労災保険等により給付されるべき金額
- ②自動車損害賠償責任保険（自動車損害賠償責任共済）または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額
- ③次のいずれかの金額
 - ・法定外補償規定を定めている場合は、被保険者がその規定に基づき支払うべき金額
 - ・法定外補償規定を定めていない場合は、法定外補償保険により支払われる保険金の額

b. 身体障害についての法律上の損害賠償責任の解決のために支出する「P14「[05] お支払いする保険金の種類」の（2）～（5）」に該当する費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります（支払限度額は適用されません。）。ただし、「P14 [05] の（2）（3）」については、「正味損害賠償金額＞支払限度額」となる場合に限り、（2）（3）の費用の合計額に対して「支払限度額÷正味損害賠償金額」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

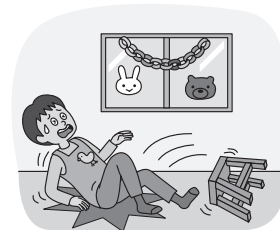
教職員傷害保険

(総合生活保険(傷害補償) 就業中のみの危険補償特約付帯)
教職員の補償制度としてニーズにお応えします。

※教職員傷害保険に加入される被保険者の方には、重要事項説明書(裏表紙をご参照ください。)を十分ご説明ください。

こんな
場合に…

- ・教職員が通勤中に、駅のホームで転んでケガをしたしまった…
- ・園内行事の準備中に、転んでケガをしたしまった…
- ・教職員がO-157を発症した



01 ご加入対象(被保険者)

この保険は全日本私立幼稚園PTA連合会に加盟している会員の理事長・園長をはじめ教職員の方を加入対象(被保険者)とします。

※理事長・園長等の役員の方で住居と職場を同じくする方、また、就業中と否との区別が明らかでない方はお引受けできかねますのでこの場合は、「24時間・教職員傷害保険」にご加入ください。

02 この保険の特色

事故にあわれたときは、健康保険、生命保険、政府労災、あるいは加害者からの損害賠償金などとは関係なく保険金を支払います。(詳細はP17「[05] お支払いする保険金の種類」をご参照ください)

入院や通院された場合は、1日目から保険金をお支払いします。

教職員1名ごとに「D型」、「天災危険補償付D型」、「S型」、「天災危険補償付S型」のいずれかの補償内容を自由に選ぶことができます。

団体割引、損害率による割引、大口団体契約割引適用のため、保険料が割安です。

03 特定感染症とは

特定感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2024年4月1日現在、以下が対象とされています。

ペスト、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、痘そう、南米出血熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)、結核、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型が新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異するおそれが高いものの血清型として政令で定めるもの^{*1}であるものに限る。)、腸チフス、パラチフス、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157)

初年度契約の場合、保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症は、保険金をお支払いする対象とはなりません。また、天災危険補償を付帯しているプランにご加入の場合でも、地震等を原因とした特定感染症は補償されません。

*1 2024年4月1日時点の政令では、「H7N9」「H5N1」の鳥インフルエンザが指定されています。実際に保険金をお支払いする対象となる特定感染症は、発病日時点で「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定されている一類感染症、二類感染症または三類感染症となります。「H7N9」「H5N1」以外の「鳥インフルエンザ」は四類感染症となり、保険金をお支払いする対象とはなりません。

04 契約コース・保険金額および保険料(年間)

契約コース	D型	天災危険補償付 D型	S型	天災危険補償付 S型
死亡・後遺障害保険金額	500万円	500万円	240万円	350万円
入院保険金日額 ^{*1}	5,000円	5,000円	4,500円	4,000円
通院保険金日額	4,000円	4,000円	3,000円	3,000円
特定感染症補償	○	○	○	○
(教職員1人あたり) 保険料	4,860円	5,500円	3,520円	4,140円

*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

※上記保険料はご加入者(被保険者本人)数が10,000人以上の団体割引率30%、損害率による割引25%、大口団体契約割引10%(天災危険補償増料率には、損害率による割引および大口団体契約割引は適用外となります。また、特定感染症危険補償特約には、大口団体契約割引は適用外となります。)を適用した保険料です。

上表より教職員1名ごとに「D型」、「天災危険補償付D型」、「S型」、「天災危険補償付S型」をお決めください。

(ご注意) 保険期間の始まるまでの間に、料率改定が実施された場合や、前年度の事故発生、保険金支払状況によっては、保険金額を調整させていただくことがありますので、あらかじめ、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

保険料は被保険者(保険の対象となる方)の職種級別によって異なります。上記保険料は職種級別A(教職員等)の方を対象としたものです。被保険者(保険の対象となる方)が継続的に以下の6職種^(※)のいずれかに従事される場合は、職種級別Bとなり保険料が異なります。担当代理店まで必ずご連絡ください(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。)

※「自動車運転者」、「建設作業」、「農林業作業」、「漁業作業」、「採鉱・採石作業」、「木・竹・草・つる製品製造作業」(以上、6職種)

05 お支払いする保険金の種類

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、担当代理店までご連絡ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金
死亡保険金	職業または職務に従事している間（通勤途上を含みます。）の急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）	死亡・後遺障害保険金額の全額を支払います。 (注) 1事故についてすでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。
後遺障害保険金	職業または職務に従事している間（通勤途上を含みます。）の急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%の範囲内で、それぞれ定められた保険金を支払います。 (注) 1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
入院保険金	職業または職務に従事している間（通勤途上を含みます。）の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	〔入院保険金日額〕×〔入院日数（実日数）〕をお支払いします。 ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院保険金はお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日が限度となります。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。
通院保険金	職業または職務に従事している間（通勤途上を含みます。）の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合	〔通院保険金日額〕×〔通院日数（実日数）〕をお支払いします。 ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日が限度となります。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。
手術保険金	職業または職務に従事している間（通勤途上を含みます。）の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りまゝ。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。	入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。 ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内の期間に受けた手術に限りまゝ。また、1事故に基づくケガについて、1回の手術に限りまゝ*3。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。
特定感染症（特定感染症危険補償特約）	新規契約の保険責任開始日からその日を含めて10日が経過した後に、特定感染症*1を発病し、下記の状態になった場合 ①発症の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ②医師等の治療を必要とし、発症の日からその日を含めて180日以内に入院（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）の規定による就業制限を含みます。）された場合 ③医師等の治療を必要とし、発症の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 *1 特定感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。	左記①～③に応じて、上記のうちの後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします（なお、入院・通院保険金にはお支払限度日数があります。詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。）。

※上記ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は除きます。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性いずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

06 人員に変動が生じた場合の手続き

保険期間中に加入教職員に変更（中途加入、退職、中途採用）が生じた場合には、遅滞なく担当代理店までご連絡ください。

ご加入のアドバイス

- 労災上乗せ保険との選択について「労災上乗せ保険」も教職員の補償制度です。
- ①政府の労災保険に未加入の園については教職員傷害保険を選択ください。
- ②政府の労災保険にご加入の園は、どちらも選択できます。一般的には次の事項についてご検討の上、どちらかお決めください。
 - ・死亡や後遺障害等大きな事故について重視される場合には、「労災上乗せ保険」が適しております。
 - ・入院・通院の補償については、教職員傷害保険が適しております。
- 天災危険補償をつけたコースにご加入の場合は通常ではお支払いできない地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償されます。

24時間・教職員傷害保険

(総合生活保険(傷害補償))(個人型、夫婦型)

園管理者向け大型傷害保険。海外での事故についても補償します。

※24時間・教職員傷害保険に加入される被保険者の方には、重要事項説明書(裏表紙をご参照ください。)を十分ご説明ください。

こんな
場合に…

- ・教職員が休日の買い物中に転んでケガをしてしまった…
- ・プライベートの旅行中にケガをしてしまった…
- ・買い物中に誤って高価な食器を割ってしまった…



01 ご加入対象(被保険者)

この保険は全日本私立幼稚園PTA連合会に加盟している会員の理事長・園長をはじめ、教職員の方を加入対象(被保険者)とします。

02 この保険の特色

個人型の被保険者(保険の対象となる方)はご加入者ご本人となります。

夫婦型の被保険者(保険の対象となる方)はご加入者ご本人とその配偶者となります。個人型で2名加入する場合とくらべて、保険料負担は割安です。

24時間、国内外ともに補償します。団体割引、損害率による割引、大口団体契約割引を適用しているため、保険料は割安です。

03 契約コース・保険金額および保険料(年間)

契約コース	個人型	夫婦型	
		ご本人	配偶者
死亡・後遺障害保険金額	600万円	600万円	500万円
入院保険金日額*1	6,000円	6,000円	5,000円
通院保険金日額	5,500円	5,000円	3,000円
個人賠償責任(注) (1事故あたりの支払限度額)	国内 1億円 国外 1億円	国内 1億円 国外 1億円	
保険料	16,640円	24,440円	

*1手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

※上記保険料はご加入者(被保険者本人)数が10,000人以上の団体割引率30%、損害率による割引25%、大口団体契約割引10%を適用した保険料です。なお、大口団体契約割引は個人賠償責任補償特約保険料には、適用されません。

(ご注意)保険期間の始まるまでの間に、料率改定が実施された場合や、前年度の事故発生、保険金支払状況によっては、保険金額を調整させていただくことがありますので、あらかじめ、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

(注)個人賠償責任については「家族型」となります。保険の対象となる方の範囲は以下の通りです。

ご本人(加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者・本人)」として記載された方)、ご本人の配偶者、ご本人またはその配偶者の同居のご親族(6親等以内の血族または3親等以内の姻族。(配偶者を含みません。))、ご本人またはその配偶者の別居の未婚のお子様(これまでに婚姻歴がないことをいいます。)

※保険の対象となる方の続柄は、傷害、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任において、ご本人が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)

保険料は被保険者(保険の対象となる方)本人の職種級別によって異なります。上記保険料は職種級別A(教職員等)の方を対象としたものです。被保険者(保険の対象となる方)が継続的に以下の6職種(※)のいずれかに従事される場合は、職種級別Bとなり保険料が異なります。担当代理店まで必ずご連絡ください(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。)。なお、夫婦型の場合、保険の対象となる方ご本人が職種級別Bに該当するときは、他の方を保険の対象となる方ご本人とすることにより、保険料が安くなることがありますので、詳しくはパンフレット等記載の担当代理店までご連絡ください。

※「自動車運転者」、「建設作業」、「農林業作業」、「漁業作業」、「採鉱・採石作業」、「木・竹・草・つる製品製造業者」(以上、6職種)

※個人賠償責任補償について、国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

<上記保険の対象となる方(被保険者)における配偶者について>

婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り。婚姻とは異なります。)

①婚姻意思(戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)を有すること

②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

04 お支払いする保険金の種類

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、担当代理店までご連絡ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金
死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）	死亡・後遺障害保険金額の全額を支払います。 （注）1事故についてすでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。
後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%の範囲内で、それぞれ定められた保険金を支払います。 （注）1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
入院保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	[入院保険金日額]×[入院日数（実日数）]をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院保険金はお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日が限度となります。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。
通院保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合	[通院保険金日額]×[通院日数（実日数）]をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日が限度となります。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローバストをいいます。
手術保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）	入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内の期間に受けた手術に限りします。また、1事故に基づくケガについて、1回の手術に限りします*3。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。
個人賠償責任（個人賠償責任補償特約）	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ●日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ●保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ●電車等*1を運行不能にさせた場合 ●国内で受託した財物（受託品）*2を壊したり盗まれた場合 *1 自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 *2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物 等	1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り示談交渉は原則として弊社が行います。 ※弊社との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。

※上記ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は除きます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性いずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

PTA総合保険

(PTA団体傷害保険特約 (B) 付帯傷害保険 + PTA賠償責任保険 (児童・生徒賠償責任不担保特約条項付帯))
PTA行事に参加中の事故を補償します。

01 ご加入対象者 (被保険者)

この保険の加入対象者 (被保険者) は、保険種目ごとに、次の通りとなります。

PTA団体傷害保険…全日本私立幼稚園PTA連合会に加盟している所属団体 (PTA) の教師、保護者および園児の方となります。^(※)

- ・教師、保護者、園児の方については、会員名簿等に記載されている方に限ります。(会員名簿等に記載のない方は補償の対象となりませんので、ご注意ください。)
- ・保険期間の途中で上記 (教師、保護者、園児) に該当する方に変更が生じた場合は、変更後の会員名簿等を全日本私立幼稚園PTA連合会事務局にご提出ください。

PTA賠償責任保険…全日本私立幼稚園PTA連合会に加盟 (会員) のPTA (被保険者とは補償を受けることができる方をいいます。)

(※) PTA会員の同居の親族^(※1)、PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方も含まれます。

(※1) 6親等内の血族、配偶者^(※2)または3親等内の姻族をいいます。

(※2) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚約とは異なります。)
①婚姻意思^{*}を有すること
②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
^{*}戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)

02 この保険の概要

PTA行事参加中の保護者や園児等の被保険者がケガをされた場合に保険金をお支払いする「PTA団体傷害保険」とPTA活動によりPTAが法律上の損害賠償責任を負った場合に被る損害に対し保険金をお支払いする「PTA賠償責任保険 (児童・生徒賠償責任不担保特約条項付帯)」をセットしたものです。

03 お支払いの対象となる場合

PTA賠償責任保険 (児童・生徒賠償責任不担保特約条項付帯)

保険期間中にPTAの管理下において生じた次のいずれかの事由につき、被保険者 (PTA) が法律上の損害賠償責任を負担する場合に、それによって被る損害について保険金をお支払いします。

- ・被保険者がPTA活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により他人の身体に障害を与えたり (ケガ、死亡など)、他人の財物を損壊 (滅失・破損・汚損) したこと (活動危険)。
- ・第三者から借用した被保険者が使用または管理するスポーツ用具等の財物 (保管物) をPTA会員または児童・生徒が損壊したり紛失したり、盗まれたこと (保管物危険)。

PTA団体傷害保険

保険期間中に所属するPTAの管理下でPTA行事に参加中および通常の開催場所と住居の往復途上において被保険者 (教師、保護者および園児) ^(※) が急激、偶然、外来の事故により身体に傷害を被った場合に保険金をお支払いします。

(※) PTA会員の同居の親族、PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方も含まれます。

(注1) PTA賠償責任保険におけるPTAとは、保護者と教職員で構成される団体をいい、児童・生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師が協力して学校および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、または児童・生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善・充実をはかるためPTA会員相互の学習、その他必要な活動を行うものをいいます。PTA団体傷害保険におけるPTAとは、保護者と先生の会をいい、児童・生徒の健全な成長をはかることを目的とし、保護者と教師が協力して学校・保育所等および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、児童・生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため会員相互の学習、その他必要な活動を行う団体をいいます。

(注2) PTA管理下とはPTAの指揮、監督および指導下においてPTA活動を行っている間をいいます。(PTA賠償責任保険においてはPTA会員および児童・生徒がPTA活動に参加するための所定の場所と自宅との往復途上は含まれません。)

(注3) (PTA賠償責任保険について) PTA活動とは、日本国内においてPTAがその目的にそって企画・立案し主催する学習活動および実践活動であってPTA総会、運営委員会における決定などPTA会則 (名称のいかんを問いません。) に基づく正規の手続きを経て決定されたものをいいます。

(注4) 往復途上とはPTA行事に参加するため、PTA行事の開催場所と被保険者の自宅との通常の経路による往復中をいいます。PTA賠償責任保険は、PTA団体傷害保険と異なりPTA会員および児童・生徒がPTA活動に参加するための所定の場所と自宅との往復途上はPTA管理下に含まれませんのでご注意ください。

(注5) (PTA団体傷害保険について) PTA行事とは日本国内においてPTAが企画・立案し主催する、または共催する行事でPTA総会、役員会等PTA会則 (名称の如何を問いません) に基づく手続きを経て決定されたものをいいます。

(注6) (PTA団体傷害保険について) ケガで独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象となりうべき傷害は本保険の対象となりませんのでご注意ください。

(注7) PTA団体傷害保険ではご加入に際し、被保険者個々のリストは不要です。但し、常時名簿を備え付け、保険会社が求めた際には、ご提出いただくことになります。

04 契約コース・保険金額・支払限度額および保険料（年間）

契約コース		保険金額
PTA 団体傷害	死亡・後遺障害保険金額	249万円
	入院保険金日額*1	2,000円
	通院保険金日額	1,200円
PTA 賠償責任	活動危険 ※免責金額：対人・対物それぞれ 1事故につき1,000円	支払限度額 ◆対人 1名につき 3,000万円 1事故につき 2億円 ◆対物 1事故につき 100万円
	保管物危険 ※免責金額：1事故につき5,000円	支払限度額 対物、加害者1名につき 10万円 保険期間中 500万円
保険料計算方法		PTA団体傷害 ①92円×世帯数（1円単位） PTA賠償責任 ②8円×園児数（10円単位に四捨五入）
保険料		①+②円

*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

※PTA総合保険は「PTA団体傷害保険」と「PTA賠償責任保険」のセット商品のため、片方のみの加入は出来ません。

注）2025年4月1日時点（中途加入の場合は加入時点）の園児数および世帯数でご加入ください。保険期間の途中で園児数、世帯数が増加した場合でも追加保険料のお振込みは不要となります。（園児数、世帯数が減少した場合の保険料返戻も行いませんのでご了承ください。）

なお、ご申告いただいた園児数および世帯数が実際より不足していた場合*2には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。

*2 PTA団体傷害保険については、ご加入団体（PTA）の故意または重過失によって不足していた場合に限りします。

05 お支払いする保険金の種類・お支払い方法

●PTA賠償責任保険（児童・生徒賠償責任不担保特約条項付帯）

被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。

①被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金

※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。

②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用

③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用

④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用

⑤引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

保険金のお支払方法

・上記①の損害賠償金については、その額から免責金額（自己負担額）を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

・上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

PTA団体傷害保険

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、担当代理店までご連絡ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金
死亡保険金	被保険者の所属するPTAの管理下でPTA行事に参加中および往復途上において急激かつ偶然な外来の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）	死亡・後遺障害保険金額の全額を支払います。 (注)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。
後遺障害保険金	被保険者の所属するPTAの管理下でPTA行事に参加中および往復途上において急激かつ偶然な外来の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%の範囲内で、それぞれ定められた保険金を支払います。 (注)保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
入院保険金	被保険者の所属するPTAの管理下でPTA行事に参加中および往復途上において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	〔入院保険金日額〕×〔入院日数（実日数）〕をお支払いします。 ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院保険金はお支払いできません。 また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日が限度となります。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。
通院保険金	被保険者の所属するPTAの管理下でPTA行事に参加中および往復途上において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合	〔通院保険金日額〕×〔通院日数（実日数）〕をお支払いします。 ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日が限度となります。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。
手術保険金	被保険者の所属するPTAの管理下でPTA行事に参加中および往復途上において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りま）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。	入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。 ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内の期間に受けた手術に限りま。また、1事故に基づくケガについて、1回の手術に限りま*3。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。

※上記ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は除きます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性いずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。また、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象となりうべきケガは保険金お支払いの対象となりません。

上記「往復途上」とは、PTA行事の開催場所と被保険者の自宅との通常の経路による往復中をいいます。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日

☎ **0120-708-110**

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、
緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、
旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で
専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々な悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、
優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間:

いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

・電話介護相談 : 午前9時～午後5時
・各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時

☎ **0120-428-834**

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

・デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間: ・法律相談 : 午前10時～午後6時

いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

・税務相談 : 午後2時～午後4時
・社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時
・暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時

☎ **0120-285-110**

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく
電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください

（各サービス共通）

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りります。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）。うち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限りります。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

総合生活保険、特殊な団体傷害保険（園児団体傷害保険・体験入園園児傷害保険、スクールバス傷害保険、PTA総合保険）
にご加入の場合にサービスが利用可能です。また特殊な団体傷害保険は「デイリーサポート」のみが利用可能となります。

保険金をお支払いできない主な場合

園の管理下であっても補償対象外となる場合がありますのでご注意ください

施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険

「加入園賠償責任保険」

《施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険共通》

- ・石綿（アスベスト）、石綿の代替物質（それらを含む製品を含みます。）の発がん性その他の有害な特性
- ・汚染物質の排出・流出・いつ出・漏出・放出（ただし、突発的な事故を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、引受保険会社に通知されたものは、お支払いの対象となります。）または廃棄物の不法投棄・不適正な処理
- ・医療行為等法令により特定の有資格者以外の者が行うことを禁じられている行為
- ・核燃料物質・核原料物質・放射性元素・放射性同位元素等による有害な特性またはその作用（放射能汚染、放射線障害を含みます。）（ただし、医学・産業用の放射性同位元素の使用・貯蔵・運搬による損害であり、法令違反がなかった場合は、お支払いの対象となります。）
- ・保険契約者、被保険者*の故意
- ・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議および地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ・他人との特別の約定によって加重された賠償責任
- ・被保険者の同居の親族に対する賠償責任
- ・被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害（死亡を含みます。）に起因する賠償責任
- ・排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任
- ・サイバー攻撃

等

*この保険契約において補償を受けることができる次の方をいいます。

この保険契約に加入した幼稚園または認定こども園（記名被保険者）のほか、その業務に従事中の次の者を含みます。

- a. 記名被保険者の園長、理事長、理事、設置者および教諭
- b. 記名被保険者の使用人
- c. 保育士、栄養士、看護師または准看護師等の資格取得を目的とし、記名被保険者のもとで実習を行う実習生（大学、短期大学、専門学校または高等学校専攻科に在籍する者に限ります。）

《施設賠償責任保険》

- ・給排水管、暖冷房装置等からの蒸気・水やスプリンクラーからの内容物の漏出・いつ出
- ・建物外部から内部への雨・雪等の浸入または吹込み
- ・施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事
- ・自動車、原動機付自転車、航空機の所有、使用または管理
- ・施設外にある船・車両（自転車等人力によるものを除きます。）または動物の所有、使用または管理
- ・販売した商品、飲食物等を原因とする食中毒その他の事故
- ・仕事の終了または引渡し後、その仕事の結果に起因して発生した事故
- ・次の賠償責任
 - a. 記名被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊につき、正当な権利（所有権等）を有する者に対して負担する賠償責任
 - b. 記名被保険者以外の被保険者が所有・使用・管理する財物（aに規定する財物を除きます。）の損壊につき、正当な権利（所有権等）を有する者に対してそれらの被保険者が負担する賠償責任

等

《人格権侵害担保特約》

- ・被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
- ・広告・宣伝活動、放送活動または出版活動

等

《生産物賠償責任保険》

- ・故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売・提供した生産物または行った仕事の結果
- ・生産物・仕事の目的物の効能・性能に関する不当表示または虚偽表示
- ・仕事が行われた場所に放置または遺棄された機械・装置または資材
- ・次の財物の損壊またはその使用不能についての賠償責任
 - a. 生産物
 - b. 仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物
 - c. 完成品

- d. 製造品・加工品
- ・仕事の終了または放棄の前に発生した事故
- ・正当な理由なく回収等の措置（リコール等）を行わなかったことにより生じた損害
- ・事故の拡大または発生を防止するために講じられた次の財物の回収・検査・修理・交換その他の措置に要した費用
 - a. 生産物・仕事の目的物（これらが一部をなすその他の財物を含みます。）
 - b. 製造品・加工品
- ・次の生産物・仕事の結果
 - a. 航空機
 - b. ロケット、人工衛星、宇宙船その他これらに類するもの
 - c. aまたはbの胴体、翼、安定板、エンジン、操縦翼面、運航機器、着陸装置、電子機器、油圧機器もしくは専用機器またはこれらの部品とする目的で、記名被保険者が製造、販売または提供した財物
 - d. たばこ、電子たばこまたはその他のたばこ製品（それらの成分、構成部品、付属機器または装飾品を含みます。）
 - e. 上記aまたはbの保守、点検または修理の結果

等

サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）

【共通】

- ・保険金の支払を行うことにより引受保険会社が次の制裁・禁止・規制・制限を受けるおそれがある場合
 - ア. 国際連合の決議に基づく制裁等
 - イ. 欧州連合・日本国・グレートブリテン及び北アイルランド連合王国・アメリカ合衆国の貿易または経済に関する制裁等
 - ウ. アまたはイ以外の制裁等
- ・次の事由
 - ア. 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - イ. アの過程または直接的な準備として行われる国家関与型サイバー攻撃
 - ウ. 被害国家における次のいずれかの事項に重大な影響を及ぼす国家関与型サイバー攻撃
 - （ア）重要インフラサービスの利用、提供または維持
 - （イ）安全保障・防衛
- ・核燃料物質（使用済燃料を含みます。）またはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用
- ・保険契約者または被保険者の故意
- ・地震、噴火、津波、洪水、高潮
- ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ・保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由
- ・次の行為
 - ア. 被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行為
 - イ. 被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた行為のうち、被保険者が他人の営業上の権利または利益を侵害することを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行われた行為
- ・被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
- ・被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）
- ・他人の身体の障害
- ・他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐取。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
- ・被保険者の業務の結果を利用して製造された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合
- ・所定の期日までに被保険者の業務が完了しないこと。ただし、次の原因によるものを除きます。
 - ア. 火災、破裂または爆発
 - イ. 急激かつ不測の事故による、記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムの損壊または機能停止
- ・特許権、営業秘密等の知的財産権の侵害。ただし、記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれに起因する知的財産権の侵害に起因する損害に対しては、この規定を適用しません。
- ・記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
- ・記名被保険者の直接の管理下でない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラ

ストラクチャーの供給停止または障害

- ・被保険者が放送業または新聞・出版・広告制作等の映像・音声・文字情報制作業を営む者として行う広告宣伝、放送または出版
- ・被保険者の暗号資産交換業の遂行に関連する事由
- ・被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置（被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。）のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。）
- ・被保険者が業務の結果を保証することにより加重された賠償責任およびこれに伴って生じる費用
- ・罰金、科料、過料、課徴金、制裁金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金その他これらに類するもの（被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず。）
- ・被保険者相互間における損害賠償請求
- ・被保険者が他人に情報を提供または情報の取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたるとしてなされた損害賠償請求

【損害賠償責任に関する補償】

- ・記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業を営む者である場合は、次の賠償責任
 - ア．電磁的方法により記録される金額等に応ずる対価を得て発行された証票等または番号・記号その他の符号の不正な操作・移動に起因する賠償責任
 - イ．不正な為替取引・資金移動に起因する賠償責任

等

PTA 賠償責任保険（児童・生徒賠償責任不担保特約条項付帯）

【PTA総合保険】

- ・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- ・地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ・（活動危険に適用）スクールバス・その他の自動車、原動機付自転車、車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます）の所有、使用または管理に起因する賠償責任（自動車保険およびスクールバス傷害保険のご契約が必要となります。取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。）
- ・（保管物危険に適用）被保険者が借用した保管物のかし、自然の消耗もしくは性質による破損または借用した保管物を貸主に返還した日から30日を経過した後に発見された保管物の破損によって生じた賠償責任

等

傷害保険

【園児団体傷害保険】「体験入園園児傷害保険」「スクールバス傷害保険」「教職員傷害保険」「24時間・教職員傷害保険」「PTA総合保険」

- ・被保険者（保険の対象となる方）や保険金受取人（その方が受け取るべき金額部分）の故意または重大な過失によるケガ、特定感染症（スクールバス傷害保険、PTA総合保険についてはご契約者の故意または重大な過失によるケガ、園児団体傷害保険、体験入園園児傷害保険については、ご契約者の故意または重大な過失によるケガ、特定感染症も保険金のお支払いの対象となりません。）
- ・けんかや自殺行為・犯罪行為によるケガ、特定感染症
- ・無免許運転、酒気帯び運転をしている間に生じたケガ
- ・脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ
- ・妊娠、出産、早産または流産によるケガ
- ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によるケガ
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ、特定感染症（ただし、天災危険補償付にご加入の場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によるケガについては保険金をお支払いします。）
- ・戦争、内乱、暴動等によるケガ、特定感染症（※「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガ・特定感染症は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。）
- ・核燃料物質の有害な特性等によるケガ、特定感染症
- ・自動車等の乗用具を用いての競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ
- ・むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
- ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ボブスレー、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ（園児団体傷害保険、体験入園園児傷害保険は除きます。）
- ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ（教職員傷害保険、24時間・教職員傷害保険）
- ・「傷害」の規定により保険金をお支払するケガに起因する特定感染症

- ・保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症（更新契約は除きます。）など

「24時間・教職員傷害保険 個人賠償責任補償特約」

- ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任*1）によって保険の対象となる方が被る損害
- ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- 保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使
- 受託品が通常有する性質や性能を欠いていること
- 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い
- 受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損
- 受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- 受託品の電氣的または機械的事故
- 受託品の置き忘れまたは紛失*4
- 詐欺または横領
- 風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（さじん）等の吹き込みや浸み込みまたは漏入
- 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊

等

- * 1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。
- * 2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。
- * 3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。
- * 4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
- * 5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

労働災害総合保険（法定外補償保険）

「労災上乘せ保険」

- ・政府労災の給付対象とならない身体の障害
- ・保険契約者、被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意に起因する身体の障害
- ・風土病、職業性疾病（*1）による身体の障害
- ・被用者の故意、重過失のみによって、その被用者本人が被った身体の障害
- ・被用者が法令に定められた運転資格を持たず、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転している間に、その被用者本人が被った身体の障害
- ・被用者の故意の犯罪行為によって、その被用者本人が被った身体の障害
- ・賃金を受けない最初の3日までの休業に対する法定外補償金
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する身体の障害（*2）
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波に起因する身体の障害
- ・核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による身体の障害
- ・石綿（アスベスト）または石綿の代替物質（それらを含む製品を含みます。）の発がん性その他の有害な特性に起因する身体の障害 等
- （*1）「職業性疾病」とは、労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち被用者が長期間にわたり業務に従事することにより、有害作用が蓄積し発病したことが明白なものをいいます。
- （*2）セットされている戦争危険等免責に関する一部修正特約により、テロ行為による身体の障害はお支払いの対象となります。

労働災害総合保険（使用者賠償責任保険）

「使用者賠償責任保険」

- ・政府労災保険の対象とならない身体の障害
- ・保険契約者、被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意によって被用者が被った身体の障害
- ・被保険者の下請負人またはその被用者の身体の障害

- ・風土病、職業性疾病（※1）による身体の障害
 - ・戦争・内乱等その他これらに類似の事変または暴動および地震、噴火、これらによる津波によって被用者が被った身体の障害
 - ・石綿（アスベスト）または石綿の代替物質（それらを含む製品を含みます。）の発がん性その他の有害な特性による被用者の身体の障害
 - ・被保険者と被用者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合または法定外補償規定がある場合は、その契約または規定がなければ被保険者が負担しなかったであろうと認められる損害賠償金または費用
 - ・被保険者が個人の場合に、その被保険者と住居および生計をともにする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用
 - ・労災保険法等により給付を行った保険者が、費用の徴収を行うことにより、被保険者が負担する金額
 - ・賃金を受けない最初の3日までの休業に対する損害賠償金 等
- （※1）「職業性疾病」とは、労働基準法施行規則第35条に列举されている疾病のうち被用者が長期間にわたり業務に従事することにより、有害作用が蓄積し発病したことが明白なものをいいます。

ご加入方法

保険期間は4月1日から1年間となりますので、**03 加入方法に記載の申込期限までにお手続きを完了**させてください。

01 加入方式

この保険は全日本私立幼稚園連合会または全日本私立幼稚園PTA連合会が契約者となって東京海上日動火災保険株式会社と団体契約を締結いたします。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として全日本私立幼稚園連合会または全日本私立幼稚園PTA連合会が有します。

（教職員傷害保険・24時間教職員傷害保険・PTA総合保険は全日本私立幼稚園PTA連合会が、その他種目については、全日本私立幼稚園連合会が契約者となります。）

02 保険期間

2025年4月1日午前0時（更新の場合は午後4時）より2026年4月1日午後4時迄の1年間となります。

※中途加入の場合には、補償開始日は加入依頼書記載の中途加入日となります。

03 加入方法

（1）4月1日始期の新規・更新契約

- ・申込期限は保険料振替口座の登録状況により、以下のとおりとなります。
 - ①今年度初めて口座振替を行うまたは前年度登録口座を変更する場合
 - ・**3月21日（金）までに**Webお手続きを完了させてください。
 - ②前年度登録口座より口座振替を行う場合
 - ・**3月31日（月）までに**Webお手続きを完了させてください。
- ・保険料は、口座振替にて5月27日（27日が土日祝日の場合は翌営業日）に引落としとなります。

（2）中途加入

- ・加入依頼書を担当代理店にご提出いただきますので、担当代理店までお問い合わせください。
- ・保険料は専用振込用紙にて下記口座へお振込みください。振込手数料は各園のご負担となります。

保険料振込先

銀行振込の場合 三菱UFJ銀行市ヶ谷支店（普）No.4910923

郵便振替の場合 00160-8-83388

口座名）全日本私立幼稚園連合会

〈ご注意〉

金融機関の窓口で10万円以上の現金を振り込む場合は、本人確認（法人の場合は登記簿謄本等）が必要になります。

- ・保険責任期間は、保険料が振り込まれた日の翌日以降のご指定いただいた日の午前0時から2026年4月1日午後4時までとなります。

※団体契約の保険始期は2025年4月1日からですので、2025年4月1日までに保険料率や約款・商品の改定があった場合は、保険金額その他の補償内容が変更になることがあります。

事故発生時のお手続き

事故が起きたら、すぐ電話。トラブルを未然に防ぎます。

01 事故の連絡

事故が発生した場合は保険金支払いにあたってトラブルをなくするため、遅滞なく（教職員傷害保険および24時間・教職員傷害保険は直ちに、それ以外の傷害保険は30日以内に）担当代理店または東京海上日動宛に電話でご連絡ください。

※保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

※ケガや病気を被ったときすでに存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

※賠償事故の示談交渉については、事前に東京海上日動へご相談ください。

【24時間・教職員傷害保険の賠償責任事故の場合】

※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、東京海上日動は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。

【施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・PTA賠償責任保険の場合】

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で担当代理店または東京海上日動にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

【サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）】

（サイバーリスク特別約款（サイバーセキュリティ事故対応費用担保条項）＋情報漏えいリスク限定担保特約条項で補償対象となる費用（訴訟対応費用を除く））

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で担当代理店または東京海上日動にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。

（上記以外）

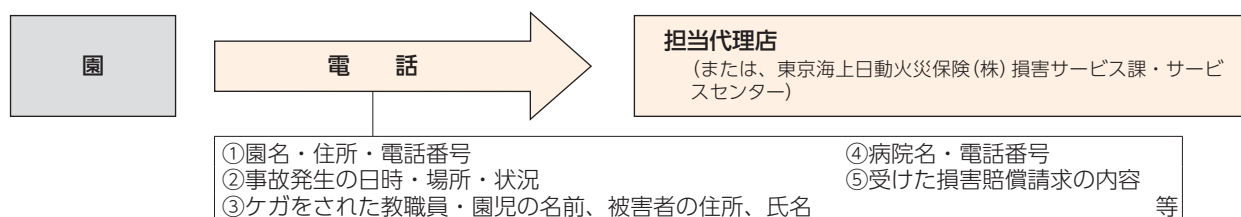
ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で担当代理店または東京海上日動にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。

【労働災害総合保険の場合】

被用者が業務上の事由または通勤により身体の障害（災害）を被ったときは、遅滞なく担当代理店または東京海上日動にご連絡ください（事故発生の日時・場所および災害の状況、被災した被用者の住所・氏名、身体の障害の程度、損害賠償請求の内容等をご連絡いただきます。）。

（1）使用者賠償責任保険において、示談交渉は必ず東京海上日動にご相談いただきながらおすすめてください。なお、あらかじめ東京海上日動の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金等を支払われた場合は、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

（2）保険金のご請求にあたっては、保険金の請求書、労災保険法等の給付請求書（写）、労災保険法等の支給決定通知書（写）、被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、その法定外補償規定（写）等、事故の事態に応じて必要な書類をご提出いただきます。また、東京海上日動が法定外補償保険金を支払った場合において、被保険者が法定外補償規定を定めていないときは、受領した保険金を被災した被用者またはその遺族に支払ったことを証明する書類（補償金受領書）のご提出が必要です。



02 保険金請求書類（保険会社所定）

事故連絡をいただくと保険会社より保険金請求書類一式を送付いたしますので、各種傷害保険については治療が終わった時点でご提出ください。（賠償責任保険については、東京海上日動担当者にて必要書類および提出時期をご案内いたします。）

保険金請求にあたってはどんなことでも担当代理店へご相談ください。

03 保険金請求書類（保険会社所定以外）

保険金請求に必要な主な書類は保険会社所定の保険金請求書と下記書類となります。あらかじめご用意ください。

加入園賠償責任保険 PTA総合保険（PTA賠償責任保険）	①診断書 （診断書代は領収書があれば支払の対象となります） ②病院の領収書 （病院から幼稚園宛のもの） ※最終的には、示談書も必要となります。 等
24時間・教職員傷害保険 教職員傷害保険 スクールバス傷害保険 園児団体傷害保険 体験入園園児傷害保険 PTA総合保険（団体傷害）	・事故証明書 ・診断書（保険会社指定の用紙） (1) 診断書省略の上限額 傷害：30万円（手術保険金を含めない金額） 疾病：30万円（手術保険金を含めない金額） ※手術保険金を支払う場合も診断書は取付必須としない（一部例外を除きます）。 (2) 診断書を省略する際に取り付ける書類 a) 手術保険金のお支払いに必要となる書類 診療明細書・その他手術内容が確認できる書類 b) 入通院保険金のみのお支払いに必要となる書類（手術保険金をお支払いしない場合） 入通院期間が記載された領収書（原本またはコピー、領収書が取付できない場合には、診察券のコピーの添付あるいは「治療状況記入書」の医療機関記入欄に申告する方法も可とする場合があります。） ※手術保険金と入通院保険金を両方お支払いする場合には、a) およびb) の両方の書類が必要になります。 ※園児団体傷害保険、体験入園園児傷害保険およびPTA総合保険（団体傷害）の場合、園長等が発行する園の管理下にある間、またはPTA行事参加中に生じた事故であることの事故証明書が必要となります。
労災上乗せ保険 使用者賠償責任保険	政府労災への給付請求書（写） 支払決定通知書（写） 死傷病報告書（写） 等

※その他にも、保険会社が求める書類がある場合があります。

貴園をお守りする地区サービス網。まずお電話を。

引受保険会社：東京海上日動火災保険（株）の損害サービス課・サービスセンターです。

もしもの事故の際は、あなたの園を担当する「担当代理店」もしくは、下表の東京海上日動火災保険（株）の損害サービス課（サービスセンター）へご連絡ください。

FAXにてご連絡いただく場合には、事故報告書をお使いください。（お求めの場合は代理店または保険会社にご連絡いただくようお願いいたします。）

都道府県名	該当地域	傷害	TEL	FAX	賠償	TEL	FAX
北海道	全域	北海道損害サービス部 札幌火災新種コーナー	011-271-7346	050-3730-6792	北海道損害サービス部 火災新種損害サービス課	011-271-4817	050-3730-6792
青森	全域	東北損害サービス部 火災新種損害サービス課 東北火災新コーナー	022-225-5095	050-3730-6977	東北損害サービス部 火災新種損害サービス課	022-225-5012	050-3730-6977
岩手	全域						
秋田	全域						
宮城	全域						
山形	全域						
福島	全域	北関東・信越損害サービス部 火災新種損害サービスコーナー	048-650-8540	050-3730-6903	北関東・信越損害サービス部 火災新種損害サービス課	048-650-8550	050-3730-6904
新潟	全域						
長野	全域						
群馬	全域						
栃木	全域						
茨城	全域	千葉火災新種コーナー	043-299-5363	050-3730-6878	東関東損害サービス部 火災新種損害サービス課	043-299-5314	050-3730-6880
千葉	全域						
埼玉	全域	さいたま火災新種コーナー	048-650-8441	050-3730-6851	埼玉損害サービス部 火災新種損害サービスチーム	048-650-8433	050-3730-6850
東京	全域	ウェルネス保険金サポート部 傷害保険サポート第二チーム 東京傷害保険第二コーナー	03-6632-0640	050-3730-6913	本店損害サービス部 火災新種損害サービス室第二チーム	03-3515-7503	050-3385-7613

都道府県名	該当地域	傷害	TEL	FAX	賠償	TEL	FAX
神奈川	全域	横浜火災新種コーナー	045-224-3602	050-3385-7410	神奈川損害サービス部 横浜損害サービス第4チーム	045-224-3600	050-3385-7410
山梨	全域	ウェルネス保険金サポート部 傷害保険サポート第一チーム 東京傷害保険第一コーナー	03-6632-0482	050-3730-6910	首都損害サービス部 火災新種損害サービス室	03-6628-7500	050-3730-6940
静岡	全域	静岡損害サービス部 静岡火災新種コーナー	054-254-4370	050-3730-7010	静岡損害サービス部 火災新種損害サービスチーム	054-254-0216	050-3385-7419
富山	全域	北陸損害サービス部 金沢火災新種コーナー	076-233-7065	050-3730-7070	北陸損害サービス部	076-233-7065	050-3730-7070
石川	全域				火災新種損害サービス課		
福井	全域						
愛知	全域	名古屋損害サービス第一部 火災新種損害サービス第二課	052-201-9651	050-3730-7036	名古屋損害サービス第一部 火災新種損害サービス第一課	052-201-9641	050-3730-7174
岐阜	全域				名古屋損害サービス第一部 火災新種損害サービス第三課		
三重	全域						
京都	全域	関西損害サービス第一部 火災新種損害サービス第二課	06-6203-0992	050-3385-7590	京滋損害サービス部 火災新種損害サービス課	075-241-1169	050-3385-7524
滋賀	全域				関西損害サービス第一部 火災新種損害サービス一課		
大阪	全域				関西損害サービス第二部 火災新種損害サービス課		
奈良	全域				神戸損害サービス部 火災新種損害サービス課		
和歌山	全域						
兵庫	全域						
岡山	全域						
鳥取	全域						
島根	全域	中国損害サービス部 広島火災新種コーナー	082-511-9392	050-3730-7194	中国損害部 火災新種損害サービス室	082-511-9406	050-3730-7089
広島	全域						
山口	全域						
香川	全域	四国損害サービス部 高松火災新種コーナー	087-822-7523	050-3730-7095	四国損害サービス部 火災新種損害サービスチーム	087-822-7521	050-3730-7093
徳島	全域						
高知	全域						
愛媛	全域	九州損害サービス第一部 火災新種損害サービス課 福岡火災新種コーナー	092-281-8270	050-3730-7105	九州損害サービス第一部 火災新種損害サービス課 福岡火災新種コーナー	092-281-8270	050-3730-7105
福岡	全域						
佐賀	全域						
長崎	全域	九州損害サービス第二部 熊本火災新コーナー	096-300-8628	050-3730-7148	九州損害サービス第二部 火災新種損害サービス課	096-300-8627	050-3730-7147
熊本	全域						
大分	全域						
宮崎	全域	九州損害サービス第一部 火災新種損害サービス課 福岡火災新種コーナー	092-281-8270	050-3730-7105	九州損害サービス第一部 火災新種損害サービス課 福岡火災新種コーナー	092-281-8270	050-3730-7105
鹿児島	全域						
沖縄	全域						
夜間・休日		東京海上日動安心110番	0120-720-110	-	東京海上日動安心110番	0120-720-110	-

サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）用語の定義

このパンフレットで使用する用語の意味は、次のとおりです。

コンピュータシステム	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信用回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁氣的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。）をいい、次の行為を含みます。 ア. コンピュータシステムへの不正アクセス イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ. マルウェア等の不正なプログラムまたはソフトウェアの送付またはインストール（他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。） エ. コンピュータシステムで管理される磁氣的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為
事故対応期間	被保険者が最初にセキュリティ事故・風評被害事故（定義については、P5の＜セキュリティ事故とは＞＜風評被害事故とは＞をご確認ください。）を発見した時から、その翌日以降1年が経過するまでの期間をいいます。
情報の漏えい	電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される次のいずれかの情報の漏えいをいいます。 ア. 個人情報 イ. 法人情報 ウ. アまたはイ以外の公表されていない情報（記名被保険者に関する情報を除きます。）
漏えい	次の事象をいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。 ア. 個人情報が被害者以外の第三者に知られたこと（知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。以下同様とします。） イ. 法人情報が被害法人以外の第三者に知られたこと ウ. 個人情報・法人情報以外の公表されていない情報が、第三者（その情報によって識別される者がいる場合は、その者を除きます。）に知られたこと
訴訟対応費用	次の費用のうち、この保険契約において保険金支払いの対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 ア. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 増設コピー機のリース費用 エ. 記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ. 意見書・鑑定書の作成費用 カ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用
①サイバー攻撃対応費用	セキュリティ事故に対応するための次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部通報（※1）によって発見されていたときに支出する費用に限ります。 ア. コンピュータシステム遮断費用 サイバー攻撃またはそのおそれが発見されたことにより、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用 イ. サイバー攻撃の有無確認費用 サイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用。ただし、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限ります。
②原因・被害範囲調査費用	セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用をいいます。
③相談費用	セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために直接必要な次の費用をいいます。（※2） ア. 弁護士費用 弁護士報酬（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。）をいいます。ただし、次のものを除きます。 （ア）保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬 （イ）刑事事件に関する委任にかかる費用 （ウ）「⑤その他事故対応費用 コ. 損害賠償請求費用」の費用 イ. コンサルティング費用 セキュリティ事故・風評被害事故発生時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。） ウ. 風評被害拡大防止費用 風評被害事故の拡大を防止するための費用（アおよびイを除きます。）

④コンピュータシステム 復旧費用	次の費用をいいます。（※2） なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。 ア. データ等復旧費用 セキュリティ事故により消失、破壊、改ざん等の損害を受けた、記名被保険者が使用または管理するデータ・ソフトウェア・プログラム・ウェブサイトの復元・修復・再製作または再取得にかかる費用 イ. コンピュータシステム損傷時対応費用 セキュリティ事故により記名被保険者が管理するコンピュータシステムの損傷（機能停止等の使用不能を含みます。以下同様とします。）が発生した場合に要した次の費用 （ア） コンピュータシステムのうち、サーバ・コンピュータおよび端末装置等の周辺機器（携帯電話等の携帯式通信機器・ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品を除きます。）ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用 （イ） 損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用（敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。）ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用（付随する土地の賃借費用を含みます。）および撤去費用
⑤その他事故対応費用	次のアからコの費用をいいます。ただし、①～④、⑥の費用および訴訟対応費用を除きます。 ア. 人件費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 交通費・宿泊費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 通信費・コールセンター委託費用等 セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫言状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用。ただし、エに規定するものを除きます。 エ. 個人情報漏えい通知費用 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対しその被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫言状の作成に直接必要な費用 オ. 社告費用 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用（説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。）。ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。 カ. 個人情報漏えい見舞費用（※2） 公表等の措置（※3）により個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対する謝罪のために支出する次の費用 （ア） 見舞金 （イ） 金券（保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。）の購入費用 （ウ） 見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りま。） キ. 法人見舞費用 セキュリティ事故の被害にあった法人に対する謝罪のために支出する見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りま。）。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置（※3）によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限りま。 ク. クレジット情報モニタリング費用（※2） セキュリティ事故によりクレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用 ケ. 公的調査対応費用 セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用 （ア） 弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬、および刑事事件に関する委任にかかる費用を除きます。） （イ） 通信費 （ウ） 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 （エ） コンサルティング費用（※2） コ. 損害賠償請求費用 記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関する損害賠償請求を行うための争訟費用
⑥再発防止費用	同種のセキュリティ事故による損害の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用をいい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用・再発防止策の結果または実施状況に関する報告書の作成費用を含みます。（※2） ただし、②原因・被害範囲調査費用、③相談費用、④コンピュータシステム復旧費用およびセキュリティ事故の発生の有無にかかわらず被保険者が支出する費用を除きます。

- (※ 1) 次のいずれかをいいます。
 ア. 公的機関（サイバー攻撃の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。）からの通報
 イ. 記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告
- (※ 2) 引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限りします。
- (※ 3) 次のいずれかをいいます。
 ① 公的機関に対する届出または報告等（文書によるものに限りします。）
 ② 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道
 ③ 被害者または被害法人に対する詫言状の送付
 ④ 公的機関からの通報

※ 詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）商品改定のご案内

1. 約款構成のシンプル化（サイバーリスク特別約款の新設）

商品のシンプル化・わかりやすさの向上を目的として、「サイバーリスク特別約款」を新設し、従来は別々の約款で補償していた「賠償責任に関する補償」「費用に関する補償」を1約款でまとめて補償します。また、「情報漏えい限定補償プラン」においては、情報通信技術特別約款（情報漏えい限定担保用）を廃止し、新設のサイバーリスク特別約款に「情報漏えいリスク限定担保特約条項」をセットする構成に変更します。

〈情報漏えい限定補償プラン〉

改定前	改定後
情報通信技術特別約款（情報漏えい限定担保用）	サイバーリスク特別約款 （賠償責任担保条項+サイバーセキュリティ事故対応費用担保条項）
サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項	
	情報漏えいリスク限定担保特約条項

2. 一部の費用固有の内枠支払限度額・縮小支払割合の廃止

次の費用に設けていた内枠支払限度額・縮小支払割合を廃止します。これにより、公表等の措置の有無にかかわらずお支払限度額まで保険金のお支払いが可能となりました。

・サイバー攻撃対応費用 ・原因・被害範囲調査費用 ・相談費用

3. 戦争等危険不担保特約条項の新設

戦争等危険不担保特約条項を新設し、すべてのご契約に自動付帯します。これにより、国家の重要インフラサービス・安全保障等に重大な影響を及ぼす国家関与型サイバー攻撃等、戦争等に起因する損害は、補償対象外となります。

4. 相談費用における弁護士相談費用の明確化

事故の発生の有無にかかわらず発生する弁護士費用については従来より補償対象外としていますが、定期的に報酬が支払われる弁護士に対して定期的に支払われる報酬が補償対象外となり、事故対応に際して追加で必要となる費用は補償対象となることを明確にしました。

※このご案内は、サイバーリスク保険の2025年1月改定内容の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、代理店または東京海上日動からご案内するパンフレットや企画書、「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、詳細は保険約款によりますが、ご不明な点がございましたら、担当代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

総合生活保険 商品改定のご案内

個人賠償責任補償特約につきまして以下のとおり改定いたします。

1. 補償拡大

学校等から貸与されているノートパソコン・タブレット端末等を受託品賠償の補償対象とします。

2. 「ドローン」の取扱いの明確化

「ラジコン模型」に含めて取り扱っている「ドローン」について、分かりやすさの観点から、保険の対象等に含まれないことを明確化します。

3. 道路交通法改正に伴う改定

新たなモビリティの定義やその交通方法が整備された道路交通法の改正を踏まえ、「原動機付自転車」の定義や「移動用小型車」「遠隔操作型小型車」の取扱い等を明確化します。

※このご案内は、2024年10月1日以降始期の総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、担当代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

令和 年 月 日

東京海上日動火災保険株式会社 御中

事 故 報 告 書

下記事故（賠償事故・傷害事故）が発生したことを報告します。

1. 事故発生日	令和 年 月 日 時 頃
2. 事故発生場所	
3. 被保険者	（ふりがな） （氏 名） （年令） （性別） （住 所）
4. 保険契約者名	全日本私立幼稚園連合会・全日本私立幼稚園PTA連合会
5. 証券番号	（保険会社で記入します）
6. 事故内容	
7. その他	（ケガの程度・賠償事故の場合は損害の程度）
8. 保険金請求書 送付先 （○をおつけください）	① 園 ② おケガをされた方

事故の発生したことを証明します。（園管理下の事故の場合は、必ず記載してください。）

（園 名）

印

（住 所）

（電 話）

（担当者名）

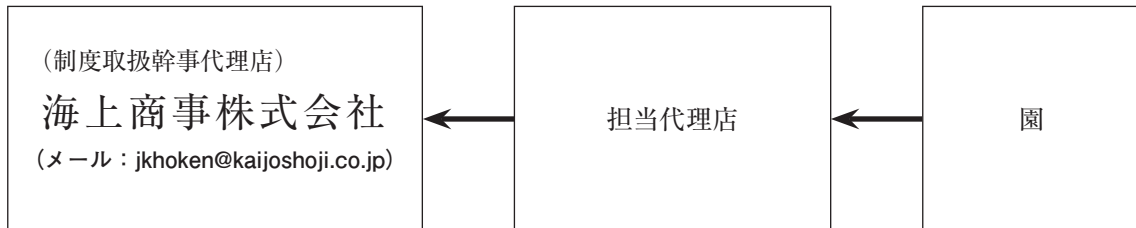
〈個人情報の利用目的〉

お客様の個人情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応（関係先への照会等の事実関係の調査や関係する損害保険について損害保険会社間や東京海上グループ内での確認を含みます）、保険金のお支払いおよび各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。

また、安全啓発、制度普及活動のために、全日私幼連、幼稚園への情報提供を行うために利用させていただきます。

※このページをコピーし、正式な事故報告書としてください。

20 年 月 日



園児数増減報告書

園児数に変更が発生しましたので、下記に相違ないことを確認のうえご報告申し上げます。

住 所	〒 TEL () — () — ()
	フリガナ ----- 都道 区市 府県 郡
園 名	フリガナ ----- (学) (宗)
	(印)

	加 入 種 類	増 減 発 生 月	増 減 人 数
☐	園児団体傷害保険	20 年 月	+ ・ − うち職員 + ・ − 人
☐	体験入園園児傷害保険	20 年 月	+ ・ − 人

【ご参考】 上記の通知日および通知締切日について

通知日は毎月1日（園児団体傷害保険：「この日の在籍園児数」と「保険料算出根拠となる園児数」を比較してください。／体験入園園児傷害保険：「この日時点の体験入園実施日1日あたりの登録園児の平均数（延べ園児数÷実施日数）」と「保険料算出根拠となる園児数」を比較してください。）

通知締切日は毎月末日（この日までに本報告書を提出してください。）

「園児団体傷害保険」「体験入園園児傷害保険」にご加入の園で保険期間の途中に園児数に増減が生じた場合には、本報告書を使用し園もしくは担当代理店より、海上商事株式会社（制度取扱幹事代理店）までメールにてご報告をお願いします。ご記載済の本報告書をPDFファイルでメールに添付してください。なお、増加園児分の保険料のお振込は不要です。（園児が減少した場合の保険料返戻も行いませんのでご了承ください。）

日本スポーツ振興センターの給付概要と加入園賠償責任保険との関係

01 日本スポーツ振興センター：災害共済給付契約の給付の対象となる災害と給付金額

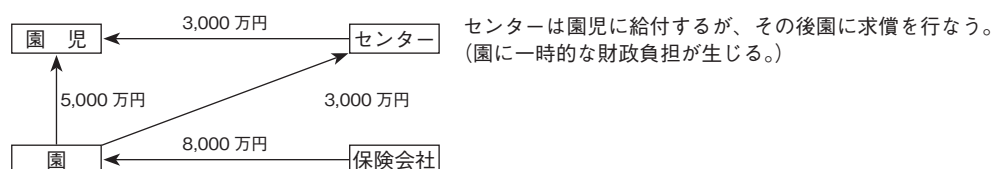
※日本スポーツ振興センターは、独立行政法人通則法（1999年法律第103号）及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法（2002年法律第162号）に基づき2002年10月1日に設立された独立行政法人です。（日本体育・学校健康センターから移行）

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費
疾病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・学校給食等に因る中毒 ・ガス等に因る中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下 ・漆等に因る皮膚炎 ・外部衝撃等に因る疾病 ・負傷に因る疾病	・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている。）に、「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算
障害	学校の管理下の負傷または上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により1級から14級に区分される。	障害見舞金 4,000万円～88万円 [通学中の災害の場合2,000万円～44万円]
死亡	学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 [通学中の場合1,500万円]
	突然死 学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,500万円 [通学中の場合も同額]
	突然死 学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 3,000万円 [通学中の場合1,500万円]

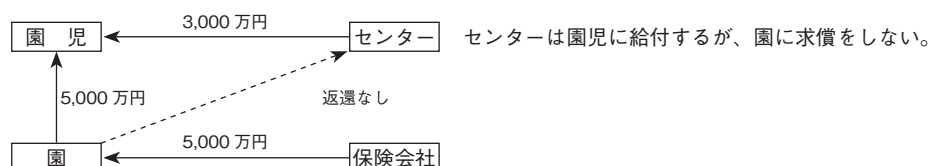
※記載の内容は2024年4月1日現在のものです。 (2024年4月1日現在)
今後、法改正等により給付の内容が変更となる可能性がありますので、最新の情報および詳細は日本スポーツ振興センター HP をご参照ください。

02 日本スポーツ振興センターの災害共済給付契約と加入園賠償責任保険の関係

園児が園の管理ミスで死亡、8,000 万円で見舞金支払
(イ) センターの契約に免責特約なし (270 円) で加入している場合



(ロ) センターの契約に免責特約付 (285 円) で加入している場合



☆センターの契約では園の管理下であれば疾病による突然死も支払いの対象となっています。

免責の特約

日本スポーツ振興センターの災害共済給付契約には、学校・保育所の管理下における児童、生徒等の災害について学校・保育所の設置者の損害賠償責任が発生した場合に、センターが災害共済給付を行うことによって、その価額の限度で学校・保育所の設置者の責任を免れさせる特約（免責の特約）を付けることができます。この場合、学校・保育所の設置者は、免責の特約についての共済掛金を負担することになります。

○日本スポーツ振興センター（旧日本体育・学校健康センター）災害共済給付契約への加入の有無についてはあらかじめ取扱代理店へお申し出ください。

ご注意

○このパンフレットは、学校契約団体傷害保険特約付帯傷害保険、交通乗用具搭乗中の傷害危険担保特約付帯傷害保険、総合生活保険（傷害補償）、PTA団体傷害保険特約（B）付帯傷害保険、労働災害総合保険（法定外補償保険・使用者賠償責任保険）、施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）、PTA賠償責任保険（児童・生徒賠償責任不担保特約条項付帯）の概要を説明したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明」をよくお読みください。詳細は、団体が保険会社と締結する保険契約の普通保険約款および特別約款とこれに付帯される特約の規定に従います。

これらの保険約款は、契約者である団体の代表者の方にお渡ししてありますが、ご不明点等がありましたら担当代理店または引受保険会社におたずねください。

○各会員園様の賠償責任事故について、この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置ください。尚、引受保険会社の同意を得ないで被保険者側で示談締結をされた場合には示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

○告知義務（ご加入時に保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務）

・加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください（東京海上日動の代理店には告知受領権があります。）。告知事項は、以下の事項となります。

- ・被保険者（保険の対象となる方）の人数（園児団体傷害保険、体験入園園児傷害保険）
- ・被保険者（保険の対象となる方）ご本人の職業・職務（24時間・教職員傷害保険、教職員傷害保険）
- ・他の保険契約等（*1）の有無とその内容（同時に申し込む契約を含みます。）
- ・その他の、加入園賠償責任保険・PTA総合保険のPTA賠償責任保険部分・労災上乗せ保険・使用者賠償責任保険の告知事項については、加入依頼書の★☆部分をご確認ください。ご不明な点はお問い合わせください。

（*1）「他の保険契約等」とは、この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

○傷害保険の死亡保険金は法定相続人にお支払いします。特定の方を指定する場合は、必ず被保険者（保険の対象となる方）の同意を得てください。また、同意のないままにご加入をされた場合には保険契約が無効となります。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、担当代理店までお申し出ください。

○更新してご加入頂く場合は、現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、ご加入の担当代理店または引受保険会社まですぐにご連絡ください。なお、本パンフレットの内容は2025年4月1日以降の補償内容です。それより前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

○通知義務（ご加入後に保険会社に所定の重要事項の変更内容を申し出いただく義務）

〈傷害保険〉

・加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご加入の担当代理店または引受保険会社にご連絡ください。

ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがありますのでご注意ください。通知事項は、以下の事項となります。

- ・被保険者（保険の対象となる方）の人数（園児団体傷害保険、体験入園園児傷害保険）
- ・被保険者（保険の対象となる方）ご本人の職業・職務（*2）（24時間・教職員傷害保険、教職員傷害保険）

（*2）24時間・教職員傷害保険、教職員傷害保険においては、この保険の引受範囲を超える職業・職務に変更になる場合には、ご加入を解除させていただくことがあります。詳細は、ご加入の担当代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

・ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、担当代理店までご連絡ください。ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、担当代理店の担当者、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

〈施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・PTA賠償責任保険〉

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく担当代理店または引受保険会社にご連絡下さい。ご連絡がない場合はご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意下さい。

〈サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）・労働災害総合保険〉

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、すみやかに担当代理店または引受保険会社に

ご連絡下さい。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意下さい。また変更の内容によってご加入を解除することがあります。

○引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合には、学校契約団体傷害保険特約付帯傷害保険、交通乗用具搭乗中の傷害危険担保特約付帯傷害保険、総合生活保険（傷害補償）、PTA団体傷害保険特約（B）付帯傷害保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。また、施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）、PTA賠償責任保険（児童・生徒賠償責任不担保特約条項付帯）、労働災害総合保険（法定外補償保険・使用者賠償責任保険）は、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人あるいは「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限る））またはマンション管理組合である場合には「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

※保険契約者が個人等以外のものである保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

○ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社まで照会ください。

○先取特権について（保険金請求の際のご注意）

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。

このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合

②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合

③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

○ご加入を申し込まれる方以外の被保険者（保険の対象となる方または補償を受けることができる方）の方にも、このパンフレットの内容をご説明ください。

○取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接締結されたものとなります。

○この保険は、制度取扱幹事代理店：海上商事（株）30%と担当代理店70%でのお引受となります。

○賠償責任保険（施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険）、サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）、PTA賠償責任保険（児童・生徒賠償責任不担保特約条項付帯）、労働災害総合保険（法定外補償保険・使用者賠償責任保険）についてはこの保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下「他の保険契約等」といいます）がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額（労働災害総合保険（法定外補償保険・使用者賠償責任保険）の法定外補償保険部分については、法定外補償金額）から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

○24時間・教職員傷害保険の個人賠償責任補償については、他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

○補償の重複に関するご注意

保険の対象となる方またはそのご家族に、補償内容が同様の保険契約（特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額・支払限度額等をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

＜重大事由による解除について＞

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。

この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合

等

個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である団体（全日本私立幼稚園連合会、全日本私立幼稚園PTA連合会）は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）をご参照ください。

傷害保険の内容（補足）

傷害保険とは、被保険者（保険の対象となる方）が「急激かつ偶然な外来の事故」によって被った「傷害」に対して保険金をお支払いする保険です。

1. 「急激かつ偶然な外来の事故」とは、次のとおりです。
 - (1) 「急激」とは、原因から結果にいたる過程において、結果の発生を避けることができないほどに急迫した状態をいいます。
 - (2) 「偶然」とは、予知できない状態をいいます。傷害保険という偶然とは、「原因の発生が偶然であるか」、「結果の発生が偶然であるか」、「原因、結果とも偶然であるか」のいずれかであることを必要とします。
 - (3) 「外来」とは、傷害の原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
2. ここでいう「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒については、保険金をお支払いいたしません。

※傷害とは、いわゆる「ケガ」よりもやや広い意味を有し、被傷部位が身体内部にあってもよく、また、外部に傷害の痕跡があることも要件とはなりません。従って、急激、偶然、外来の要件を充たす事故によって発生した身体の傷害であれば、骨折、内部諸器官の出血、煙による窒息なども傷害となり、傷害保険の補償範囲となります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808



IP電話からは03-4332-524をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時

（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

●重要事項説明書の内容については、右のQRコードまたは以下のURLからのアクセス先に掲載の重要事項説明書よりご確認ください。

(重要事項説明書は印刷またはダウンロードし、保管されることをおすすめいたします。)

URL <https://kaijoshoji.co.jp/insured/group-2025/zennichijkjuu-gai.pdf>



●重要事項説明書の書面をご希望の方は裏表紙記載の取扱代理店までご連絡ください。

このパンフレットはJK保険の内容について説明したものです。詳細については契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますがご不明な点等がありましたら担当代理店、または東京海上日動火災保険(株)へおたずねください。

<取扱代理店>

担当代理店

<https://www.enji-hoken.com/>

株式会社保険企画

044-555-6211 平日:10時～17時

LINEでのお問い合わせ先



制度取扱幹事代理店

海上商事(株)

<引受保険会社>

東京海上日動火災保険(株)

担当課・支社

神奈川支店川崎支社

全日本私立幼稚園連合会
全日本私立幼稚園PTA連合会

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25 私学会館4F TEL (03)3237-1080